

# 第 3 回世羅町議会定例会会議録

令和 5 年 9 月 7 日

第 3 日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和 5 年 第 3 回世羅町議会定例会 (第 3 号)

令和 5 年 9 月 7 日

午前 9 時 00 分開議

於：世羅町役場議場

- |     |          |   |
|-----|----------|---|
| 第 1 | 報告第 9 号  | 株式会社セラアグリパーク第 21 期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第 22 期予算等の報告について |
| 第 2 | 承認第 9 号  | 専決処分の承認を求めることについて                                     |
|     | 諮問第 3 号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                              |
|     | 諮問第 4 号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                              |
|     | 同意第 15 号 | 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                    |
|     | 同意第 16 号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                             |
|     | 議案第 51 号 | 世羅町手数料条例の一部を改正する条例                                    |
|     | 議案第 52 号 | 世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例                          |
|     | 議案第 53 号 | 世羅町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について                      |
|     | 議案第 54 号 | 世羅町児童医療費支給条例の一部を改正する条例                                |
| 第 3 | 議案第 55 号 | 令和 4 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について                            |
| 第 4 | 議案第 56 号 | 令和 4 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                    |
| 第 5 | 議案第 57 号 | 令和 4 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について                   |
| 第 6 | 議案第 58 号 | 令和 4 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                      |
| 第 7 | 議案第 59 号 | 令和 4 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について                    |

- 第 8 議案第 60 号 令和 4 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 61 号 令和 4 年度世羅町上水道事業会計決算認定について
- 第 10 議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について
- 第 11 議案第 63 号 令和 5 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 12 議案第 64 号 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 65 号 令和 5 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 14 議案第 66 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 67 号 令和 5 年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 16 議案第 68 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 69 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商工振興課長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 市 尻 孝 志	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	
代表監査委員 山 口 敦 允	

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名 (3名)

事務局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第9号 株式会社セラアグリパーク第21期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第22期予算等の報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは議案1ページをお開きください。

報告第9号

株式会社セラアグリパーク第21期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第22期予算等の報告について

株式会社セラアグリパーク第21期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第22期予算等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。予算をみますと、450万の利益をとということで非常にそこだけをみると希望が持てるのかなという気もせんでもないんですが、前年度の赤字200万ちょっと、いろんな事情はあるわけですが、そういうなかで利益

を出すということになると足しても 600 万以上、前の年の

○議長（米重典子） 矢山議員、損益計算書の

○4番（矢山 武） 予算書のほうです。

○議長（米重典子） 失礼しました。

○4番（矢山 武） 7ページ。454万円の利益を出していくというのは、相当な努力をしないと、実現をしないのではないかと。ちょっと正確に記憶しておりませんが、前年度の予算書と結果、本年6月30日ですかね、6月いっぱいまでの予算を比較をしても相当違ってきておるんじゃないかというように思うんですが。考え方として主だった点だけでいいんですが、どこをどのように販売なら販売を伸ばして、こういう形で黒字を出していくんだというのがこれではわからないんですが。たとえば売上高、夢高原市場、SL45万円というのが売り上げの中にありますが、それぞれそれらに伴う原価は、その下で見込んでおられると思うんですが、こうしたひとつひとつの施設といいますか、レストラン、中心的にはワインになるわけですが、そこらの実績に対してどのような売り上げをどのように行っていくのか。ワインに伴ういろんな大きな影響はあるとしてもですね、今度5類になったから何もかも自由になるとは私はいかないんじゃないかと思うんですよ。そういう点では、この予算書を実現をしていくのには相当な努力がいると思うんですが、そこら辺の経営についての考えをお尋ねします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは担当課よりお答えします。こちらの先ほど報告しました決算書、予算書でございますが、担当課といたしまして株式会社セラアグリパークのほうがですね、決算が済みまして、勿論それまでも連携なり協力、また指導というところはなかなか難しいところがありますが、一緒になって取組んできたものでございます。決算が済みまして、また改めてこの決算の数字、また予算の数字をみながらアグリパークのほうとも話をして今回、報告をさせていただいたということをお話しをさせていただいて、担当課として答弁のできる範囲にはなりますが、しっかりお答えさせていただきたいと思っております。

まずご指摘いただきました21期の赤字200万という赤字から予算で700万です

かね、そういった利益を出していくという、失礼いたしました。450万の営業利益ですね、出していくというような、ご指摘のようにマイナスから400の黒字にするというのは非常に努力がいるということも担当課としてもそこは認識しております。その辺もしっかり聞いてまいりましたので、その辺の説明をさせていただきます。

まず21期において赤字になりましたのが、いろんな物価高騰等もある中で、いろんな対応をされてきたものでございますが、なかなかそれが反映されない状況があったという中で、コロナ禍がもっと早く緩和されるという中で進めてまいられたようですが、ご存じのようにこの5月まではコロナ禍の緩和がなくて、集客も非常に増えていかなかった。そういったなかで特に集客においてはバスの団体客につきましては、ここ数年ほぼないような状態できているというようなことをお聞きしたところでございます。そういったなかで、数字でみますと、ワイン、レストランこれらについては伸びてきているところがございまして、予算のほうに移りますが、予算の中でこれだけ黒字を見込んでしっかりやっていくというところはですね、やはり一番にはワインの売上を上げていく。これがまず大きく力を入れられるというふうに聞いております。また先ほど言いましたレストランについてもメニューの見直しから、総菜、お弁当、そういったあたりに今、力を入れられております。こういったところが伸びてきているというふうにみておりますので、これは今後も伸びていく中でアグリパークとしてもですね、これは今後もしっかり伸ばしていくというふうに見込んでおられるようでございます。特に大きくはですね、この2つを大きく伸ばされるようでございますが、特に今期、いわゆる予算の22期の力を入れられると言われたのがですね、先ほど言いましたバスの団体客がなくなってきたところを是非回復していきたいということで、旅行会社等へ営業を仕掛けてきているということで、それをしっかり仕掛けてそこが戻ってくる中で、ショップの売り上げ等も上がってくるように考えているというお話しを聞いたところでございます。

細かい点につきましては把握できてないところもございまして、担当課としてもそこらへんを力を入れるのは確かに一番やっていただく必要があるというところと考えておりますので、そこは22期の予算としては、しっかりそれを決算で出てくるようにやっていただきたいということで先般も話をしてお帰りなされたところでご

ございますので、そういったところがしっかり見込まれているというふうに聞いているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） このように言われましたということで、そこをもう少し、やっぱり世羅町は筆頭株主として大きな責任を負っているわけですから、きちっと責任を感じていろんな理由があったとしても赤字が一定に続いているわけですからね、緊張感を持ってどうあるべきか、ワインの売上を伸ばすとか、レストランの経営を改善をしてやると言っても、それぞれの詳しい状況は報告されていないわけですが、もっとひとつひとつやっぱりどうなくてはならんかということ、行政としてきちんと考えないと、頑張っってワインを売ります、レストランの食堂のほうも売上を伸ばしますというようなことでは私は経営がすぐ来年問題が全部解決するとは思いませんが、バス等についても、触れられたんですがね、販売をしているどの施設にしてもワインでもいろんなところがあるわけなんで、そういう競争の中で、やっていくわけで、世羅町だけがワインを作りよるわけじゃないんですよね。ですからそこらもよく研究をして、1歩、1歩経営を改善を確実にね、していくということがいるというように思うんですが、

○議長（米重典子） 矢山議員、質問を完結にお願いします。

○4番（矢山 武） はい。そういうことで、もう少しね、赤字が続いたということに対して、コロナがコロナがということで済む問題じゃないと私は思いますよ。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） ご指摘いただきました株主としての、町としての責任、これ51%の株を持つ世羅町といたしましては、担当課として考えても非常に責任は重いというのは認識しております。ご指摘いただきましたように、ここ数年赤字が続いているのも現実でございます。危機感がないというわけではございません。すでに議員の皆様もご存じだと思いますが、他の地域で、ワイナリーではございませんが非常に厳しい経営をされているような所があるのも、本当でございます。これにつきましては、担当課としては、1歩まちがえばそういう可

能性は十分あるというふうには認識しております。ただ私が先般、株主総会の前にはですね、運営者会議というのがございますが、そちらのほうへは出席させていただいたわけですが、税理士のほうからも赤字ではあるが、赤字が縮小されてきているということは皆さんもしっかりそこは捉えてもらってもいいですよというお話しがありました。だから安心するということではございませんが、税理士のほうからもそういったお話がある中で、アグリパークとしてもそこは圧縮じゃないので、赤字から黒字へ変えていくという取組みをしっかりと行っていくということもありましたので、町としてもそこはしっかりと一緒になって責任を持ってですね、やっていく必要が、担当課としてはそういった責任があるというふうには十分思っております。

コロナ、コロナというのは、去年まで実際コロナ禍でございましたので、

○議長（米重典子） 課長の答弁も完結にお願いします。

○商工観光課長（山口 徹） わかりました。ということでですね、責任を持ってきっちり担当課としてもやっておりますので、そこはしっかりと連携しながらやってまいりたいと考えております。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 恐れ入ります。私から簡潔に充足をさせていただきます。

まずセラアグリパークにつきましては、ご承知いただいておりますけれども、町がその株主の51%を保有する第三セクターの株式会社でございます。世羅町から3名の取り締まり役を選出し、その中に私が選出の対象となっており、小西酒造、これは同じ持ち株会社でございますけれども、その互選によりまして、私、経営の任を預かっているところも副町長職と併せて兼務をしておるところでもございます。担当課からの報告、またこの報告内容につきましては町からの報告ということで、3人称と言いますか、1人称の表現がなかなか難しいところではございますけれども、私のほうから端的に充足をさせていただきますと、

コロナ禍という背景の中で現在の状況に至ってきておるわけでございますが、その状況といたしましては、特に第21期の予算につきましてはコロナ禍の収束を

期待する予算ぐりになっておったところでございます。しかしながら、コロナ禍の影響は続いたということをもって、第22期の予算編成につきましては以前とは考え方を勿論変えていきながら、今一度誘客行動による、また受注獲得による、自ら動くことでの予算へのその上積み、売上額の増大に計画を定めて編制をしてこられているところでございます。現在までの収束するという他力による売り上げ予測ではなく、この後自らの行動によりその売上げの上積みを行い総利益の確保を定めいく。そういった姿勢で進んでおるところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 3年前、副町長が新たに社長として就任されてから3年経過いたして、今回決算書を出された数字をもとに数点お伺いいたします。

レストラン売り上げ、これに関しては本当によく頑張っていたいただき、常々3800万程度が売り上げとして上がっていたものが、3年後よりここは力を入れられたんだと思いますけれども、5000万、今回が6000万と約2200万円の伸びを出しております。売上げとしては上がってきておると。

ワインの売上げ、これもコロナ禍には入りましたけれども、着実にではありますけれども、600万、700万と利益が出てきております。今回も8700万と。

ついでショップの売上げ、これは前後があるのかと思いますけれども、上がり下がり、しかしながら昨年よりは200万程度上増しをしていると。売上げに関しては顕著に伸びておるとというのが数字から読み取れてきます。しかし先ほど同僚議員からもありましたように、5期連続の赤字でございます。赤字です。これは紛れもない事実です。今回の決算で出ています当期未処分利益と言いますのも700万出ておりますが、短期借入1000万しておりますので、前回もそうです。その前も2000万の基金の積み立て、これを取り崩しての黒字と。ここ数年はそういった基金、また借入等でしのいでいる状態で、1年間の売上げ1000万円から1500万円の赤字というのはずっと続いております。このままいけば三セクとして経営を続けていくべきか否かというのを答えを出していかなければ、これは他の自治体でもそういったところは非常に厳しくメスを入れているところでもあります。ですから、これからの売上げ、私、ちょっとひとつ頑張っていないとは思いません。予算書、来年度、今度22期に向けての予算書、これが毎年度毎年度絵に描いた餅

とならないように、売上げも顕著に伸びているのになぜ利益が上がらないのか。ということは今度は仕入に関しても、通常の経費に関してもそこを絞っていかないと、売上げが上がっても赤字になるんでしたら、どっかを絞らないとこれいけないと思います。

もうひとつ危惧されるのが、全体的な答弁でいいんですけども、営業外費用、これも昨年 2500 万程度ありましたけれども、これも 1100 万は雇用調整助成金によるものです。今回の 800 万程度の、900 万ですか、これも金額わかりませんが、半分くらいが雇用調整助成金の営業外利益と。これは 3 月で終わっております。来年度はほとんど見込めません。こういったマイナス要素も含みながら来年度この予算を掲げているところをもっていくというのは非常にまたハードルも高いと思います。売上げも顕著に上がっている。あと抑えるべきはどこだと考えられているのか。その点も踏まえてお尋ねいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私からご答弁を申し上げます。

まずご指摘いただきますように、売上げはここ 2 年ないし 3 年については着実に上がって、上昇してきているところでございます。しかしながらご指摘のようにその中で損失が生まれてくるというところは、特に昨期、第 21 期におきまして期待していただけただけのコロナ禍の収束を見込んだだけの流入されるお客様の数字は期待までは叶わなかったということがございます。そういったなかで、通常でありますと仕入れ、また原材料に関わります販売管理費は下降するはずでありますけれども、このところの燃油高騰に関わります、電気代の大幅上昇、そして食材等の仕入額の上昇によりまして、売上げに沿った販管費、いわゆる仕入費がバランスが取れなかったところが大きな要因でございます。そういったなかで第 22 期を進めていくにあたりまして、どういったところでどのように対応していくかというところでございますが、まずはもう既に行っておりますけれども、ワイン製品の価格改定による売り上げ増を反映を第 22 期では行っております。平均 15%程度の値上げをこの令和 5 年の春に行わさせていただきました。第 21 期の決算にはその価格改定の影響というのは大きくは出ておりませんが、第 22 期につきましてはその効果というのは出てくるようになってまいります。

そしてご指摘いただきますように、食材のメニュー構成もしっかり鑑みる中で、その経費のバランスをしっかりと取っていくというところがかかせません。そして、ワインにつきましての世羅ワインである特色、特に白甘口のハニービーナスといった品種については近隣からも、また県外からも試飲をいただいた方には好評をいただいております。そういったところをひとつの突破口としながらワイン製品の受注をしっかりと確保していくといったところで、これまでの来客に重きを置いた形ではなく、製品そのものをしっかりと売り出していく。そして内部の経理についてもバランスをとっていくといった形で進めてまいると、そのようにも株主総会でも方向性を出されております。

また、ご指摘いただきますように営業外収益の部分でございますけれども、こちらにつきましては第19期以降ですね、町からの支援も行ったところでございますけれども、コロナに関わります支援等はこの後はございません。ご指摘いただきますように第21期の決算の中でもその営業外収益はあるわけでございますけれども、そのうちコロナ関係につきましては、約30万程度しか入っていない状況でございます。あとにありますのは、会社経営の母体となります経理システムの改修に伴うIT補助金、また業務改善の助成金を株式会社セラアグリパークが独自で探求し獲得をし、営業外収益として結び付けたものでございます。しっかりとした売り上げの確保を行いつつ、そしてそのバランスの取れた原価を求めながら健全な経営、今までとは反転する形に進めていくということで、この後の予算に反映をしておるものでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 言われていることはよくわかります。町長にお伺いします。赤字がいつまで続いて、いつの時点で見直しを考えるおつもりか。と言いますのも、まだ借入等でのいでおりますが、最終的には町民の税金を投入してこの施設を維持管理していく場面がもう出てくる。目の先にあると思われれます。この決算を見ると。ですけど、今、副町長答弁されたように、頑張って売り上げを伸ばすと、維持していくと。それは意気込みは十分伝わりました。ですけどいつかの時点でこういったこと、これでも前回、20何期きておりますけれども、3期連続赤字が出たら閉めると、やめるというようなことを前の議会でも報告されて

いたんじゃないですか。コロナ禍に突入したと。致し方ない。5期連続赤字だと。それでもまだ継続していく。いいですよ、売り上げが上がれば。ですけどかさんできて最終的に町から税金投入するようになっていけば、本末転倒になってくるわけです。ですから町長ほどの程度をお考えなのか、お伺いたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） では私のほうから。私も取締役として参画をさせていただき、経営状況については危惧するところも多々あるわけでございます。議員申されますように今後において町が大きな支援をするような形にならないような、そういった取組みが必要であるということで、現状副町長が社長を務めてくれておりますけれども、近年にないトップセールスをやってくれております。これはかなり大きな者との取引も今、進めようとしてますし、特にこういったちょうどワインというところで言うのですね、日本ワインコンクール、こちらのほうの賞がまだとれてないというところがひとつ取締役会の中でも出てまいりました。醸造の部門、頑張ってくれております。今、若い力がどんどん入ってくる中で、新たな戦略も進めてくれようとしてくれてます。確かにコロナでかなり厳しい局面、底辺に落ちたというところ、そこからしっかり這い上がっていくという取組みについてはかなり頑張ってくれている状況があると思います。借入等も行うのもありますけれども、これは一時的にどうしても醸造いただくぶどう生産者の方への支払い等にかかせないものでございますし、先般基金、基金というのは売り上げ利益を町のほうへ積み立てていただいておりますけれども、この取崩しに至った経緯というのは、新たな投資、いわゆる自社としてぶどうを植えていこうということがありまして、そこに投入する費用が必要であったということの報告の中で、今後においてはそういった自社ぶどうもしっかり活用する中で、できるだけそういった部分が原価の費用が少なくて済むような取組みもあります。とにかく生産者の方がいいぶどうを作っていただくということが基になっておりますので、そういったところへもしっかり醸造長が足を運んでくれております。今後においても町がそういった費用を捻出しなくてすむように、しっかり売り上げの部分、伸ばしていただきたいと思いますし、この伸ばす中で一番税理士並びに監査委員から求められたものは利益率の高いものへしっかり力を傾注するよう

にということをごさいました。特にショップ等の売上げ、先ほど言っていたきますように、レストラン部門については新たなものをいろいろと取入れてくれます。誘客にしっかりつながるような取組み。そして何よりも県民公園部分との連携が必要でございませ。こういったイベントもしっかりですね、ただ単にお客様が来られたというのではなくてですね、PR含め、そこでの売上げを伸ばしていく。なおかつ近隣の観光農園としっかり連携を持ち、お互いがしっかり利益が上がるような取組みを今後進めていくという、ひとつの意気込みをこの予算の中で示してくれております。

町としてもですね、しっかりそこを見ながら応援というよりもですね、しっかり一緒になって町のひとつのシンボルでございませ。しっかり頑張ってもらえるように、職員それぞれにですね、しっかり一緒に頑張らせていただければと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 町長言われた中でごもっともだと思いますけれども、積立金の2000万取り崩したのも新たな青い鳥プロジェクト、こういったことに使うと言っても、満額2000万、それに使われたわけではないと思っておりますので、経営の中でマイナス部分を補てんしていく、このような使い方もあったと思います。良いようにとれば、新たな戦略として取崩したというような取り方はできますけど、そこは正確なところで町民の皆さんにお伝えしないといけないと思います。町長が毎回申される大口の団体が決まった。米軍に何千本決まったとか、いろいろと期待を持たせるような意見を毎定例会、私、6年、7年聞いております。しかし最終的なところで結果に結びついてないんです。ですから本当に今回も町長の答弁聞いたら、これは来年こそはやってくれると。純粋な黒字が出るんじゃないかと期待はします。ですからしっかり販売のほうは副町長中心に伸ばしていただきたいと思います。勿論レストラン部門も伸びておりますので、そういったところを皮切りにワイン。1点懸念する部分があるので、ワインの価格改定と申されました。しかし世羅ワインは決して安いものではありません。テーブルワインとして町民が普通に飲める価格帯のものでないものに、さらに今の物価高騰により料金を上増しする。ここ非常にバランス的に微妙なところなので、もう

200 円、300 円のアップというのを全協で聞かせていただきましたけれども、これが消費者にとって手が届くものなのかということも非常に懸念しますので、そこら辺のバランスはしっかり読み切って売り切っていただきたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） お答えをいたします。やはり大きく期待をしていく中で大口受注、また新たな受注というのは期待とそしてその結果をしっかり進めていかなければならない、そのように受け止めております。過去にもご指摘なり、またご示唆いただきました米軍等々の大口受注もあったところではございます。あちらからそのワイン求めたいということでオーダーをいただいたというようにも私もお聞きをしているところでもございます。オーダーをいただいた反面、我々からしっかり提示をしてその大口の門戸を開けていくといったことも併せて進めたいと考えております。価格改定についても触れていただきました。せらワインについての価格改定はどちらかという、後発の部分で行われた経過がございませぬ。市場におきますこの購入いただいている方の離れていくということ Avoiding いかなくてはならない。そこのジレンマの中での価格改定でございましたけれども、市場、また仲卸し、そういった物流の方面にご意見を聞きながら踏み切ったところでもございます。引き続きのこういった形での価格への影響というのがですね、何が起こるかわからないという状況でございませぬけれども、ご指摘いただきましたように価格改定等しっかりと消費者、飲んでいただける方のニーズと動向をしっかり見ながらその辺は慎重に行っていただきたいと考えておるところでございませぬ。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありますか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 7 番。総括的な質問が出てこれで終わりかなと思ったんですけど、ちょっと聞かせてほしいと思います。

まず貸借対照表で流動資産、現金預金がショートしてですね、1000 万の短期借入が発生しております。これ 22 期では全額返済しなきゃいけない。長期借入金 4800 万くらいあったんですけど、だんだん減って現在 692 万 4000 円。これ毎年

返していかないといけない。ここで約 700 万の借金が出てくると。こういった財務体質としてですね、借金に追われているわけなんですよ。ここをどう改善していくのかお伺いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは貸借対照表並びにその資金の流れ、キャッシュフローについても関わってくるところでございますので私からご答弁差し上げます。

まずご質疑いただきました短期借入金でございますけれども、こちらにつきましてはの状況はゴールデンウィーク等非常に仕入がかさんだときの支払いに対応するための短期借入を行われたところでございます。その返済につきましては、現在7月におきまして返済をしているということで一時的な資金ぐりの短期の借入でございます。

次に長期に関わります借入金の償還の部分にご質疑をいただいたところでございます。長期借入金につきましては、ご指摘いただきますように、年当たり元利均等償還で 692 万 4000 円を返済しておる状況でございます。融資の口数につきましては、その部分は3口の融資に分かれておりまして、その3口のうち1口は今期11月で返済を完了していくものがございます。残り2口が返済を続けていくということになりますけれども、期あたりの返済額は減少いたしますが、返済分に見合うその収益をしっかりと確保していかないと、貸借対照表における会社の総資産というのはどんどんしぼんでいく形となってまいります。引き続き急遽の場合は、その運転資金等の確保は必要でございますけれども、その借入に関わります以上の利益をしっかりと求めていきませんと会社自体が小さくなってしまいうということにもつながってくるということを含めまして、経営には、その資金繰りには細心の注意を払ってまいらなければならないと認識をしております。返済については、しっかりと長期の今、実行されているものにつきましては令和12年まで続いてまいりますけれども、その3口のうち1口は本年完済をしていくところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に損益計算書の中を見ますと、先ほども同僚議員から質問があった繰り返しになるんですけれども、要はショップが3400万売り上げがあって、ワインが8700万、レストランが6000万と。これらは対前年比を見ても大きな伸びになっている。こういう伸びがあるときに販売戦略というものをしっかり立てないと次につながらないんです。この販売戦略をどのように展開されるのか、お伺いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは会社におきますセラアグリパークにおきます販売戦略ということで会社の中核的な考え方になりますので、私からご答弁を差し上げます。

この伸びているときに立ち止まることなく、その状況に安堵することなく、次なる作戦を練っていくということがまずは販売戦略の基本になってくると認識しております。現在でも販売戦略としましては、都市圏、あるいは町外へのひとつの戦略として試飲即売会を足しげく昨年、令和4年の秋からコロナ禍の収束具合を見ながら展開を始めてまいりました。首都圏におきましては広島県アンテナショップタウンで3回延べ6日間、8月に広島市内の百貨店のお酒コーナーで2日間、広島駅の中で2日間、そういった形でコロナ禍の収束とはリンクしてまいりますけれども、外販で皆さんに飲んでいただくところからそのお客様を誘客と言いますか、消費者になっていただくところから、1からのスタートでございますけれども、開始をさせていただいているところでございます。答弁が重複しますけれども、セラワイナリーではハニービーナスというひとつの他のワイナリーにはない品種がございます。そういったところをしっかりと打出しながら、これからの販売戦略、卸し、またECサイトへの誘因を図っていくというひとつの外向けの販売戦略がございます。

次に内向けの販売戦略、来られた方への戦略でございますけれども、まずはキャッシュレスの決済の拡充にここ最近取組まさせていただいております。ペイペイはひとつの決済方法としてすでに導入しておりましたけれども、携帯会社等の紐づきになります、いわゆるd払いであるとか、そういった部分のキャッシュレスの拡充に取り組んできておりまして、現在すでにキャッシュレス決済可能という

状況までたどり着いておるところでございます。後発ではございますけれども、いわゆる購買機会の拡充を狙うということで取組みをしてきておるところでございます。

また冬につきましては引き続きかき祭り等、山間部の中で海の幸を皆様方にご提供していく。また旅行社等へも営業は行っておるところでございますが、通常に加えまして世羅台地においては現在夜の観光、いわゆる夕暮れ時からのライトアップ等、そういったところもございます。ナイトタイムエコノミーとの相乗効果ができないか、そういったところも模索をし、ひとつの戦略に加えてまいりたい、そのように考えておるところでもございます。

内部事務につきましては、ひとつの戦略でございますけれども、第21期につきまして経理システムを補助金をいただきながら一新をしております。現在までは3か所からレジの内容を手計算を、表計算しておりましたが、この22期からはすべてオンラインで集中して統計がとれるという形に刷新をしました。このことによりまして、月別のデータが即座に、速やかに見れるということを含めまして、年度の中で月々にどういった傾向があるのか、それをしっかりと把握をしながら、営業戦略またそのときの対応に生かしていく。外へとまた中の業務効率も上げながら、その戦略としてこの予算を実行していくために取組む状態となっておりますことを答弁をさせていただきます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いしたいと思います。予算書のほうからお伺いしたいと思いますけれども、まず予算書のほうで売り上げが3000万円あまり伸びている。この3000万円は15%の単価アップかという話なんですけどそうじゃないと思うんですね。その辺の話をお伺いしたいと思いますけれども、予算決算、これを対比しますとですね、予算は多めに組んで、決算はマイナスになっているという、こういう対前年比を見ると、そういう傾向が出ている、ずっと。先ほど3000万の売上げを伸ばすと。ほんとかなと。蓋を開けたら対前年比と比べたら同じだったとか、こういう話になっても困ると思いますので、その辺りの考え方をお伺いしたい、このように思います。

先ほども同僚議員から5期というか、6期連続赤字が正しいと思うんです。

この赤字解消にしっかりですね、予算書の中の計画をしっかりやっていただかないと、これはまた同じ木阿弥になってしまうと、このように思います。そのなかでももう1点はですね、販売管理費、販管費が大きく伸びている。これらはしっかり営業努力をしていただいて、これは必ず帰ってきますから、販管費の分は。販売管理費は返ってきますので、惜しみなく使っていただきたい。このように思います。

それと最後にもう1点はですね、去年の同様の質問の中でですね、要はコロナ禍で泣いてもしようがないし、マイカーで来るお客さんが減ったと言って泣いてもしようがないと思う。その辺をご質問しました。そのなかで越境ECという取り組みをやりますよと、こういうことも言われているんです。越境ECはどのようなになっているか、最後確認しておきたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは具体的な内容に関わりますところもございまして、私から引き続き答弁を差し上げます。

まず予算におけるその上積みの内容でございすけれども、ご指摘、ご示唆いただきました価格改定によるものはまず含んでおります。約3000万の上昇分の中には概ねでございすけれども、価格改定によるものが約1000万、そしてご指摘も他の内容でもいただきましたが、大口受注によるものが具体化してきておりますけれども、その大口受注が約1000万、そして施設管理費が概ね1000万伸びておりますけれども、こちらにつきましては施設管理費、売り上げにはなっておりすけれども、浄水施設の更新を行う中での資金の受け入れが約1000万ございすので、価格改定、そして受注増大、そして施設更新という形で約3000万の上昇という形になってございす。

次に長期を見た中で町からの積み立てておったものを取り崩して、また者に支援をいただいた部分でございすけれども、その部分だけ見ればですね、その当該期については黒字を計上することができておりますけれども、仮にそうでなかったとしたらどうなのか。そういったところをその期別、短期にみることでなく、全体、現在どういう状況でこれから現状維持という形ではなく、我々が動かずしてどうするのか。そういった意識をしっかりと会社全体で受け止めて、これか

らのコロナ禍の収束と今までの概念を払しょくしながら 22 期に盛り返していくという会社の発奮に期待をしなければならないと考えておりますし、そのように連携を取りたいと思っております。価格改定の結果による売り上げ増に傾注することなく愚直に進めていかなければならないと思っております。

ご指摘いただきますように、販管費についてもその宣伝効果をしっかり上げるためには都市部、また首都圏への試飲即売にしっかりと赴くことについては、その経費は上昇してまいります。その成果をしっかりと求め売り上げに返していくということを念頭におきます。そういったなかで、昨期から始めておりますのがしっかりと手元に返ってくる国内の EC に問わず越境 EC の部分でございますけれども、現在につきましては国内の航空会社とタイアップをし、中国向けの越境 EC をすでに開設をしておるところでございます。ここ国際情勢等には左右をされるところではございますけれども、航空会社系列の越境 EC とそして大手通信会社系のサンプル提供の EC、そういったところを今現在 2 つの分野にて取り組んでおります。大口受注等を窓口をいただく中でそこからの国外への架け橋といったところの引き合いもしっかりと探りながら、国内に関わりませず、国外もひとつのマーケットとして引き続きとらまえて進んでまいりたいと、そのように会社としても方針づけをされているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） いろいろな形で答弁というか、願いを述べられたんですが、2 点だけ再度どのようになっておるか。お客さん増やすという中で、これまでバス等が少なくなって、これが大きな影響を受けたというような、課長でしたか、話があったと思うんですが。まだあまり時間は経ってないですが、5 類になってから一定の時間が経過したわけですが、当然、前に比べたら増えとるというように思うわけですが、そこら辺の回復の傾向は現状ではどのようになっているのか。

それから併せて私も重要な問題だと思うんですが、ワインの原料の、ワイン用のぶどうが良いものでないと良いワインができんわけなんで、そういう点では自分ところでワインをとるか、副町長でしたか、言われるわけですが、今、農家が生

産をされている本年度の、一定にまだとりついて時間が経ってないかと思うんですが、糖度とか製品の状況はどのような認識を持っておられるのか。それからやはりきちんとした管理をされて、それなりにいい製品でないといいワインができませんわけですから、そこら辺の対応もされておるかもしれませんがどのように考えるか。これら2点についてお尋ねします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。まず1点目のコロナ禍の影響でバス等の団体客が減ってきているという点につきましては、担当課のほうからも先ほどの答弁の中で答弁いたしましたので、5月の5類に移行した以降の傾向でございますが、数字としては私のほうの把握はできておりませんが、私どもなり、またうちの職員が何度もワイナリーのほうへも足を運んでおります。そういったなかで、私自身もそうですが、確かにバス等も見受けられるようになってきておりますので、これは明らかに回復傾向があるというふうに考えてます。ただこれが数字がないので、コロナ禍前まで戻ってきているかどうかはまだ見受けられません。そこはアグリパークのほうへしっかり話をして営業をしていくというふうに聞いておりますので、傾向としてはいいとみておるところでございます。

それからワインの原料となるぶどうのほうでございますが、担当課として把握している部分といたしましては、ぶどうといたしましては、今年糖度は高いというふうに聞いております。順調に新聞にも出ておりましたが、ぶどうの生産といえますか、生産といえますか、仕込みのほうへもね、順調に入っているというふうに聞いておりますので、ぶどうそのものについては特に問題があるというふうには認識はしていないところでございます。そういったなかでぶどう農家の皆さんには高齢であるとかいったようなお話も聞く中ではございますが、しっかり生産のほうには携わっていただいているというふうに認識しているところでございます。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 続いて私から充足をさせていただきます。現地をたびた

び週末を確認させていただきますが、バスの立ち寄りについては貸切バスが立ち寄りで入ってくれている状況をよく見かけるようになりました。これはひとつの期待を持ってですね、営業活動も含めて元の状態というよりは、新しい状態にしっかりと誘客してまいりたいと、そのように考えておりますし、見受けるところでございます。

ワインの原料につきまして担当課長からもご答弁差し上げましたが、非常に今年は糖度が高く、また色づきもこの晴天続きでいいぶどうになってきていると聞いておりますし、私も荷受したときに確認をさせていただきました。ハニービーナスについては21度を満足しているというくらいの非常にフルーティーで甘い原料をいただいております。これもですね、ワイナリーの醸造担当が各生産農家様と現地へ伺うなり、いろいろと意見交換もさせていただいております。先ほどの答弁と多少重なりますけれども、外へまいりまして試飲即売会でとても甘くておいしい、赤についても飲みやすいといった、皆様から良いぶどうをいただく中での良い評判をいただくところであると思っております。消費者、またお客様からのそういった喜びと言いますか、ご意見を生産者の皆様にもしっかりとお返しをする中で、これからのぶどうの生産というのを末永くお力添えをいただきたいと、そのようにも思っておりますし、このたびワインの原料の引き受けに際しては価格改定もいくばくかではございますが、価格改定等にも至っているところでございます。生産していただく皆様方のお力添えをいただきながら、また町からの支援もしっかりとしながらですね、外に、そして来られる方へも満足を提供していく。これは飲む、食べる、そして遊ぶも含めて、しっかりとこの第三セクターのセラアグリパークが引き続きその歩みを確実にしていただきたいと思っております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号 株式会社セラアグリパーク第21期営業報告並びに株式会社セラアグリパーク第22期予算等の報告についてを終わります。

日程第2 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて を議題といた

します。提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 2 ページをお開きください。

承認第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、町議会の承認を求める。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

3 ページから 4 ページにかけて、専決処分第 13 号 令和 5 年度世羅町一般会計補正予算（第 4 号）について記載しております。

4 ページをお開きください。

#### 1 専決処分の内容

令和 5 年度世羅町一般会計予算について、歳入歳出それぞれ 28,000 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,149,515 千円としたものでございます。

歳入は、繰入金 28,000 千円を増額いたしました。

歳出は、災害復旧費 28,123 千円を増額し、予備費 123 千円を減額いたしました。

令和 5 年 7 月豪雨災害の被害に対応するため、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分することとしたものでございます。

#### 2 専決処分年月日

令和 5 年 7 月 12 日

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 災害復旧ですから、1日も早く復旧しなくちゃならないのはわかるんですが、7月に専決処分をされるという事態に至った。一定の査定を受けて、それぞれ対応されたと思うんですが、公共土木等について作業の手順というかね、どうしても7月の早い時期にやらないと復旧が遅れていくということもわかるのはわかるんですがその点についてお尋ねします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えいたします。災害復旧事業につきましては国の定めによりまして、原則災害発生から3か月以内に査定を受けることとなっております。このたび7月7日から10日にかけて発生しました災害に対する災害査定につきましては9月25日の週を予定されております。詳細の日程については今後決まる予定ですが、これに向けて業務を進めている。また9月25日の査定を受けるためにはですね、9月7日、本日期限で設計書を仕上げ、数量、それから目論見書ということで設計にかかる金額、それから数量などまとめる必要がありますので、これに向けて準備を進めてきたところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 4ページをちょっとお伺いしたいと思います。専決処分の内容の中の後段にですね、議会を招集する余裕がなかったという話なんですけれども、7月10日にですね、臨時会を開いているんですね。7月10日になぜ間に合わなかったか、そこだけお伺いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。7月10日、確かに臨時会ということで学校給食センター関係の議案等提案させていただいたときでございます。そのときについてはですね、その時点においてはまだ雨が降っておりまして、状況確認等しておったということになります。その後、査定設計等にかかります設計額等検討しまして、7月の12日ということで専決処分をさせていただいたものでございます。

○議長（米重典子）ほかに質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

ここで休憩いたします。再開は10時30分といたします。

.....

休 憩 10時13分

再 開 10時30分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案5ページをお開きください。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 島津 智子  
生年月日 昭和 32 年  
住 所 世羅町大字甲山

提案理由でございます。

人権擁護委員の宗実美子さんが、令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

提案理由で申し上げましたように、本年 12 月 31 日をもって宗実美子さんの委員の任期が満了となります。新たにを法務大臣へ推薦するた町議会の意見を求めるものでございます。

島津 智子さんは温和で誠実な人柄であるとともに、僧侶として地域住民からの信望が厚い方でございます。また、すべての人が尊重される社会の実現を強く願われ、人権擁護委員への活動への熱意にあふれた方でございます。人権擁護委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので  
順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範）（点呼）

1 番	高橋公時議員	2 番	上羽場幸男議員	3 番	上本 剛議員
4 番	矢山 武議員	5 番	向谷伸二議員	6 番	田原賢司議員
7 番	藤井照憲議員	8 番	松尾陽子議員	9 番	徳光義昭議員
10 番	久保正道議員	11 番	山田睦浩議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありますか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番 松尾陽子議員  
9 番 徳光義昭議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 1 1 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 1 1 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 1 1 票

反 対 0 票

以上のとおり 賛成 が多数です。

したがって、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、島津 智子（しまづ ちかこ）さんを 適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

日程第 4 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案 6 ページをお開きください。

諮問第 4 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、町議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 宗金 美恵

生年月日 昭和 37 年

住 所 世羅町大字本郷

提案理由でございます。

人権擁護委員の橋本哲人さんが、令和 5 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

提案理由で申し上げましたように、本年 12 月 31 日をもちまして橋本哲人さんが任期満了となります。新たに、宗金 美恵さんを法務大臣に推薦するため町議会の意見を求めるものでございます。

宗金 美恵さんは、看護師として長くお勤めをいただいております。強い責任

感と使命感を持ち、医療の最前線で子供から高齢者まで多くの方々に寄り添ってこられ、地域住民からも信望の厚い方でございます。長年にわたります医療現場の中で培われた豊かな人権感覚を持っておられ、人権擁護委員活動への熱意にあふれた方でございます。人権擁護委員として適任であると考えておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に適任と思われる方は「賛成」と、適任でないと思われる方は「反対」と記載願ひします。

投票用紙の配付もれはありますか。

（「なしの声」あり）

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願ひします。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番	高橋公時議員	2 番	上羽場幸男議員	3 番	上本 剛議員
4 番	矢山 武議員	5 番	向谷伸二議員	6 番	田原賢司議員
7 番	藤井照憲議員	8 番	松尾陽子議員	9 番	徳光義昭議員
10 番	久保正道議員	11 番	山田睦浩議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番 久保正道議員  
11 番 山田睦浩議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 11 票

反 対 0 票

以上のおおり 賛成 が多数です。

したがって、諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は、宗金 美恵（むねかね みえ）さんを 適任とすることに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第 5 同意第 15 号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案 7 ページをお開きください。

同意第 15 号

世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、次の者を世羅町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、町議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名	森 健
生年月日	昭和 35 年
住 所	世羅町大字伊尾
任 期	令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

提案理由でございます。

世羅町固定資産評価審査委員会委員の森 健さんが、令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

森 健さんは、提案理由でも申しあげましたように、現在、世羅町固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいております。略歴としましては、昭和 58 年に旧甲山町職員として採用され、令和 2 年 3 月の退職まで税務課の職員として長年勤務をいただいた経験がございます。

現在は伊尾小谷地区自治会会長を務められておりまして、地域の信望も厚い方でございます。世羅町固定資産評価審査委員会委員に適任であると考えておるところでございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長（黒木康範） （点 呼）

1 番 高橋公時議員	2 番 上羽場幸男議員	3 番 上本 剛議員
4 番 矢山 武議員	5 番 向谷伸二議員	6 番 田原賢司議員
7 番 藤井照憲議員	8 番 松尾陽子議員	9 番 徳光義昭議員
10 番 久保正道議員	11 番 山田睦浩議員	

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長（米重典子） 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 高橋公時議員  
2 番 上羽場幸男議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛 成 11 票

反 対 0 票

以上のおおり 賛成 が多数です。

したがって、同意第 15 号 世羅町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては 森 健（もり けん）さんを 同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

日程第 6 同意第 16 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 議案 8 ページをお開きください。

同意第 16 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命することについて、町議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 7 日提出

世羅町長 奥 田 正 和

氏 名 友田 佳子  
生年月日 昭和 31 年  
住 所 世羅町大字黒渕  
任 期 令和 5 年 11 月 18 日から令和 9 年 11 月 17 日まで

提案理由でございます。

教育委員会委員の友田佳子さんが、令和 5 年 11 月 17 日をもって任期満了となるので、教育委員会委員の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

友田佳子さんは先ほど申し上げましたように、令和 5 年 11 月 17 日をもって任期満了となります。友田佳子委員の後任について、引き続いて友田佳子さんを教育委員会委員に任命することについて町議会の同意を求めるものでございまして、この経歴でございます。

昭和 54 年 4 月に三原市の市立沼田東小学校教諭をスタートされ、これまで長年教職を務められております。庄原市立本小学校並びに世羅町立大田小学校で教頭を務め、その後、府中市立栗生小学校校長を経て、平成 29 年 3 月世羅町立せらひがし小学校校長を最後に退職をされております。この間、特に校長として学校経営を果敢に推進されました。本町の教育行政の充実、発展のために是非とも必要な欠かせない人材でございます。またその温厚な人材から教職員や保護者など学校関係者からの信望も厚く、教育委員として適任であると考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。（質疑・答弁）

ほかに質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申しあげます。記載の方法は、本案に同意と思われる方は「賛成」と、同意しないと思われる方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読みあげますので順番に投票願います。

○事務局長(黒木康範) (点呼)

1 番	高橋公時議員	2 番	上羽場幸男議員	3 番	上本 剛議員
4 番	矢山 武議員	5 番	向谷伸二議員	6 番	田原賢司議員
7 番	藤井照憲議員	8 番	松尾陽子議員	9 番	徳光義昭議員
10 番	久保正道議員	11 番	山田陸浩議員		

以上でございます。

(点呼順に投票)

○議長(米重典子) 投票もれはありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番 上本 剛議員  
4 番 矢山 武議員 を指名いたします。

立会人の立会いをお願いします。

(開 票)

(投票結果報告)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 11 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

賛成 10 票

反対 1 票

以上のおおり 賛成 が多数です。

したがって、同意第 16 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては 友田 佳子（ともだ よしこ）さんを 同意することに決定しました。

ここで議場の出入り口を開きます。

（議場の出入り口を開く）

○議長（米重典子） 日程第 7 議案第 51 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 議案 9 ページをお開きください。

議案第 51 号

世羅町手数料条例の一部を改正する条例

世羅町手数料条例（平成 16 年世羅町条例第 54 号）の一部を改正する条例を別紙のおおり提出する。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）が 6 月 14 日に公布されたことに伴い、世羅町手数料条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 51 号 世羅町手数料条例の一部を改正する条例 は 原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 52 号 世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 議案 11 ページをご覧ください。

議案第 52 号

世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 12 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の制定に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の改正を踏まえ、世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 52 号 世羅町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については 原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 53 号 世羅町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 議案 13 ページをお開きください。

議案第 53 号

世羅町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

世羅町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり提出す

る。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 13 条第 1 項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるため、世羅町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 53 号 世羅町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については 原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 54 号 世羅町児童医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○議長（米重典子） 提出者から提案理由の説明を求めます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 議案集 19 ページをお開きください。

議案第 54 号

世羅町児童医療費支給条例の一部を改正する条例

世羅町児童医療費支給条例（平成 18 年世羅町条例第 18 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

世羅町乳幼児医療費支給条例（平成 16 年世羅町条例第 89 号）において対象外となった乳幼児をこの条例の受給対象者に加えることで、子育て支援の更なる拡充を図るため、世羅町児童医療費支給条例を改正することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 4 番。このこども医療費支給条例に変えるということですが、負担を軽減するということになるのではあるんですが、これらの財源、これだけ、これまで所得制限がなかったものについても一定に自治体の負担がかなりかかっておるのではないかと思うんですが、そうして点では見込額 30 万ですか、というように説明をされておるわけですが、これらここだけでみれば財源はわずかですが、非常に自治体の負担が大きいのではないかと思うんですが、ここらも現時点でどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。財源確保についての考え方でございます。このこども医療費支給条例の対象となられる方に対しましては財源はすべて町単独独自事業でございます。令和元年度、また 3 年度は県の補助金で

ある未来の地域づくり応援交付金のほうを活用して実施をしておりましたが、令和4年度以降はこの交付金も財源としてはございません。すべて自己財源となっております。乳幼児医療費支給条例小学校就学前までの子どもにつきましては県の補助事業で2分の1ほど補助を受け実施をしております。この対象年齢を拡大していること、また所得制限を今回撤廃をいたしますが、こういったものにつきましては財源確保というのは重要な課題でありますので、今後も県や国のほうにあらゆる機会を通じて県制度の拡大のほうを要望してまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第54号 世羅町児童医療費支給条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

ここで皆さんに申し上げます。この後、町長による決算概要説明がございますが、ボリュームもございます。少し早いのですが、ここで昼休憩として、午後に回させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔 「異議なし」の声 〕

それではここで昼休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 1 1 時 4 0 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第 11 議案第 55 号 令和 4 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 18 議案第 62 号 令和 4 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についてまでの「8 件」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） お配りしております令和 4 年度歳入歳出決算について概要説明をご準備いただければと思います。

本日、ここに令和 4 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算を提出し、その認定をお願いするにあたり、行財政執行の概要を説明のうえ、提案とさせていただきます。

さて、令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行が繰り返されながらも、コロナ禍で停滞していた社会経済活動が徐々に回復する中、ウクライナ情勢に端を発した原材料、エネルギー等の物価高騰が国民生活や経済に大きな影響を及ぼした 1 年でした。

国では、感染症対策に万全を期す中、景気の下振れリスクに対応し、経済を自立的な成長軌道に乗せるため、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて取り組まれてきました。また、今年 5 月 8 日には新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが 5 類に移行したことで、感染症対策は有事から平時へと転換され、社会経済活動は活発化してまいりましたが、これに影響を及ぼしかねない物価高騰への対策が大きな課題となっています。

本町において、令和 4 年度は、今高野山開基 1200 年を迎えて賑わった一方、町内で初めて発生した高病原性鳥インフルエンザの猛威に襲われました。関係各位のご支援により防疫措置は約 2 か月間で完了し、今後の事業再開へ向けた支援や予防・防疫対策について国・県と連携を深めて取り組んでまいります。こうした中、「世羅町第 2 次長期総合計画後期基本計画」は策定から 2 年目を迎え、計画に基づいた諸施策を推進し、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりました。また、新型コロナウイルス感染症関連では、引き続きワクチン接種をはじめとした予防対策やコロナ禍で影響を受けた方々への支援等を進めてまいりました。

これに加え、新たに物価高騰の影響を受けられた町民・事業者の皆様へ支援してまいりました。

以降、令和4年度に実施した施策につきまして、第2次長期総合計画に掲げた5つの基本目標に沿って、ご説明申し上げます。

「一般会計」について、申し上げます。

一般会計の歳入歳出の決算額につきましては、歳入総額123億630万円、歳出総額116億6,872万円となりました。詳細は、お手元にお配りしております歳入歳出決算書のとおりでございます。また、令和4年度で実施した施策につきましては、別冊の主要施策の成果報告書へ内容を記載しております。

最初に「健幸づくり」について、申し上げます。

福祉サービス全般において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みにより、各種事業の適正な実施に努めてまいりました。

保健・医療の充実に係る施策のうち、健康増進対策につきましては、疾病予防及び町民の健康管理意識の高揚を図る目的で、広島大学と連携した「健幸づくり」事業を実施、また、特定健診・特定保健指導、がん検診等の受診率向上を図るため、きめ細やかな周知と受診勧奨に取り組んでまいりました。

食育推進事業につきましては、「第3次世羅町食育推進計画」に基づき食育推進ネットワークを構成する団体と連携して、「たすきでつなぐ世羅の食育事業」やレシピコンテストを実施し、食に関する知識の醸成や地産地消の推進などに取り組んでまいりました。

世羅町健康増進計画「健康せら21（第2次）」の基本目標である健康寿命の延伸に向け、関係機関との連携・協力のもと、引き続き健康意識の向上と健康づくりの実践につながるよう、取り組んでまいります。

感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の発症と重症化予防のため、また、まん延防止対策として、広島県や世羅郡医師会と連携し、新型コロナワクチン接種の円滑な実施に努めてまいりました。

医療対策につきましては、公立世羅中央病院を核とした地域医療体制の充実に図るため、医師確保に努めるとともに、世羅郡医師会との連携のもと、町民が安心して医療を受けられる体制の維持に努めてまいりました。

少子高齢化への対応に係る施策のうち、高齢者保健福祉につきましては、「世羅町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」により、高齢者が安心して介護サービスが受けられるよう、給付の適正化を図り、介護保険事業の適正な運営に努めてまいりました。また、地域住民の支え合いの地域づくりや介護予防事業の実施、医療・介護・福祉関係機関との連携会議や研修を実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰の影響を受けた低所得世帯や子育て世帯、社会福祉施設・児童福祉施設について、支援を行いました。

子どもや子育て支援に関する取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、子育て世代包括支援センター「だっこ」の保健師・保育士等が中心となり、妊娠・出産及び子育てに関する多様な相談に対し、伴走型の相談支援により一人ひとりにきめ細やかな支援をしてまいりました。母子健康手帳交付時の面談をはじめとする各子育て期の定期面談や出産・子育て応援交付金の支給、子育て世帯へのヘルパー派遣等による支援に取り組んでまいりました。毎月発行するだっこカレンダーでの事業周知や母子手帳アプリ「母子モ」による一元的な情報発信にも努めました。また、不妊治療費の助成枠の拡充や妊産婦の健診助成の推進、産後ケア事業を充実し、母子の健康増進、感染症予防等に取り組みました。

在宅子育て支援につきましては、子育て広場や子育て講座等により子育ての悩みや不安の解消、孤立防止等に努めるとともに、父親の育児参加を応援するための講座を企画するなど、地域ぐるみで子育て支援の充実に努めました。

また、子ども家庭総合支援拠点において、子どもや保護者からの相談に対し相談員による相談支援や家庭訪問の実施、関係機関と連携した児童虐待防止の強化を図ってまいりました。

保育所運営につきましては、公立保育所と幼保連携型認定こども園3園と連携し、教育・保育の提供、量の確保及び充実に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら、保育サービスの質的向上と子育て相談機能の充実や3歳未満児の保育ニーズへの対応、就学を見据えた一人ひとりの発達に即した保育を行う中で、医療的ケア児の受け入れも努めてまいりました。

放課後児童健全育成事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら、小学6年生までの児童が安全安心に生活できる居場所の確保及び支援の質の向上に努めてまいりました。また、ひとり親家庭に対して、生活援助等を行う事業や自立に効果的な資格取得のための給付を行うなど、子どもの健全な育成と保護者が就労しながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。

その他、乳児用のおむつ購入費等の助成、保育料負担の軽減や子育て家庭家賃補助、はぴはぴ祝金（出産祝金支援事業）、18歳までの児童医療費の助成を継続的に実施しながら、子育て世帯の経済的負担の軽減等を図ってまいりました。

障害福祉につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスの充実や関係機関との情報共有及び連携強化を図り、地域等における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する取り組みを進めてまいりました。また、障害者等やその家族の緊急事態に対応するため地域生活支援拠点等の整備を推進してまいりました。

続きまして「ものづくり」について、申し上げます。

国の農業政策が転換される中であって、令和3年度に策定した「第2次世羅町農業振興ビジョン」に基づき、本町の基幹産業であります農業振興の施策を推進してまいりました。

農業基盤・環境の整備につきましては、県営事業によるほ場の基盤整備をはじめ、ため池整備事業や農業災害復旧事業、農林業振興対策事業補助金により農地や農業用施設を整備・復旧いたしました。

産業の振興に係る施策につきましては、広島県や尾道市農業協同組合などの関係機関と連携し、新規就農者確保に向けた研修を実施するとともに、将来にわたり農業の担い手となる人材を育成・確保することを目的としたニューファーマー支援事業を実施しました。また、効率的・安定的な力強い経営体が、農業生産の相当部分を担う生産構造へ転換することを目指し、集落法人間連携の取り組みを支援しながら、集落法人や認定農業者の育成を促進いたしました。さらに、アスパラガス・ぶどう等園芸作物の振興、6次産業の推進や世羅ブランドの取り組みによる販路拡大などを通して本町農業の振興に取り組むとともに、町内の若者のもとより全国から農業をめざす次世代の担い手を確保し、持続可能なまちづくり

をめざすことを目的とした諸事業を推進してまいりました。

また、燃料資材高騰により圧迫された農業経営を支えるため、営農継続に係る支援を行いました。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、90集落、29個別協定に対し、農業生産の維持活動や農地が有する公益的機能の維持活動を図る取り組みを支援いたしました。

農業・農村の基盤を将来にわたって支え、農村環境の保全をめざす多面的機能支払交付金につきましては、47活動組織で取り組まれました。

農業生産基盤や生産環境の整備につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した緊急捕獲活動、町補助金では個人農家等の被害防止対策として118件の侵入防止柵等への補助により農業生産の環境整備を図ってまいりました。世羅町鳥獣被害対策実施隊等によるイノシシ・シカの捕獲頭数は増加しておりますが、農作物等への被害額につきましては、依然として高い傾向にあります。農作物等への被害防止につきましても、集落での侵入防止の学習、侵入防止柵設置及び捕獲による被害防止対策を実施し、一定の効果が得られましたが、継続した対策が必要です。今後も鳥獣被害対策実施隊によるパトロール並びに有害鳥獣解体処理場の活用促進により捕獲活動を推進してまいります。

畜産振興につきましては、周辺環境に配慮した畜産経営体を育成するため、関係機関と連携して畜産農家の訪問指導を実施してまいりました。また、町内で発生した高病原性鳥インフルエンザ対応として、中継基地の運営支援や現地への職員派遣等を行いました。

林業振興につきましては、松くい虫による松の被害防止対策として樹幹注入を実施したほか、造林事業に対する補助を行い、森林資源の保護や景観の維持に努めてまいりました。また、ひろしまの森づくり県民税を活用した「ひろしまの森づくり事業」につきましては、里山林の保全活用に取り組むボランティア団体への助成を行い、共有の財産である森林資源の保全や鳥獣被害の低減に取り組みました。森林環境譲与税を財源とした森林経営管理事業につきましては、森林整備や巡視、森林管理のため林道の整備修繕を実施いたしました。

商工業の振興につきましては、企業の設備投資に対しまして奨励措置を行いました。個人消費活動を促すための地域商品券発行事業を行うとともに、新型コロナ

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対し、事業の継続支援を行いました。

運転資金や設備資金融資金としての中小企業融資及びマル経融資も含めた利子補給をはじめ、後継者の育成等に資する人材育成事業や持続的な経営基盤確立に向けた小規模企業支援事業等の各種経営支援事業を世羅町商工会と連携し実施いたしました。

創業支援につきましても、関係機関と連携し取り組んでまいりました。企業誘致につきましては、お試しオフィスを整備し、サテライトオフィス誘致事業を実施しました。

また、燃油価格の高騰や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い経営に影響を受けた事業者に対して支援を行いました。

観光の振興につきましては、観光客の新たな動向を踏まえた商品やサービスづくりなどの各種観光事業を世羅町観光協会や新たにオープンした外資系ホテルなど観光事業者との連携により推進してまいりました。

今高野山開基 1200 年にあたる令和 4 年度は、各種イベントや行事を実施する団体に対しての活動支援を実施いたしました。

本町の玄関口としての道の駅世羅につきましては、観光協会と連携を図りながら中国横断自動車道尾道松江線を利用される方を中心に、観光ルートなどの道路情報の提供など、多くの方に気軽にお立ち寄りいただくよう取り組んでまいりました。さらに、旬な情報を発信して再度世羅町へお越しいただけるよう、周遊性が高まる取り組みを進めてまいりました。

続きまして「人づくり」について、申し上げます。

生涯学習社会の形成に係る施策につきましては、教育の面では、自立・挑戦・創造をスローガンに「豊かな心を持ち、たくましく未来を拓く」を基本理念として、品格と潤いのある教育を推進するため、総合教育会議の開催等を通じ、教育行政の充実や条件整備など、首長と教育委員会が緊密に連携し、協議・調整することにより、教育施策の方向性を共有し執行してまいりました。

学校教育につきましては、児童生徒の学ぶ意欲を育て、生きる力としての確かな学力を身に付けるよう、小中連携による教育を推進し、子どもたちの基礎基本の学力を着実に定着させ、思考力・判断力・表現力等の向上を図ってまいりました。

た。また、小学校入学に係る手続きや教育活動が、より円滑に進むよう町内関係機関との連携を深めるとともに、町内唯一の県立学校であります世羅高等学校とも連携し、教育内容の一貫性や充実を図ってまいりました。地域と学校の連携・協働につきましては、地域と学校が一体となって子どもたちの育成を図るため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を全校に導入しました。教職員の指導力向上につきましては、授業研究や広島県教育委員会の指導主事を招へいし、協議・演習の時間を増やすとともに、ICT機器を日常的・効果的に活用を図る研修を実施いたしました。

特別支援教育につきましては、子どもたちの実態に応じた個別指導を重視し、指導方法の工夫・改善に努めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「輝くせらの学校文化発表会」は作品展示のみ実施しましたが、各小中学校においては、感染症対策を講じた上で各地域の特色に応じた、学習発表会や文化発表会を実施することができました。このほか、家庭と連携しての基本的な生活習慣の育成に努め、食育指導の充実も図ってまいりました。また、スポーツ推進事業の実施など、健康づくりや体力・運動能力の向上に努め、たくましく健やかな体の育成を図ってまいりました。学校給食センターにつきましては、「世羅町学校給食センター整備基本計画」に基づいた施設整備に引き続き取り組んでまいります。

次代を担う児童生徒が、郷土への誇りと国際感覚をもった人材として成長していくよう、地域郷土の教材化をもとにふるさと学習や国際理解教育を推進してまいりました。

例年、中学校で実施しておりました職場体験学習「せらゆめトライアル・ウィーク」及び「中学生海外研修」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。しかしながら、学校においては感染症対策を講じた上で、地域施設等への見学やゲストティーチャーの招へい等、工夫しながらキャリア教育を進めてまいりました。

また、英語検定受検支援制度の活用や外国語教育推進担当教員を対象とした外国語教育研修を実施し、児童生徒の英語力向上を目指した指導・支援を通して、国際社会をたくましく生きる人材の育成に努めてまいりました。

知・徳・体のバランスがとれたしなやかで品格のある世羅の子どもを育てるた

め、家庭や地域との連携は引き続き必要であり、今後も地域の一員として積極的に参画し活動する児童生徒となるよう働きかけを進めてまいります。

世羅高校教育環境支援につきましては、通学費用の助成、学習力向上を図るため、専任講師によるS u p e r世羅塾の開講、そして各種検定料等の助成などの支援を行ってまいりました。

生涯学習の推進につきましては、自治センターを拠点とした地域住民や団体等による主体的な生涯学習の推進に努めてまいりました。

社会教育の推進につきましては、豊かな心と知性を育み、健康で文化的な生活を営むことができるよう事業を展開するとともに、施設の維持管理に努めてまいりました。

読書活動の推進につきましては、「誰でも、いつでも、どこでも」読書活動が行えるよう「暮らしの中に本がある」環境づくりに向けて、図書館内の魅力度の向上を図るとともに、ブックスタート事業や図書館講座の実施、学校や認定こども園と連携した取り組みを継続してまいりました。

文化・芸術の振興につきましては、世羅町文化協会、せら美術協会の活動を支援するとともに、文化芸術公演や町民ギャラリーを開催し、優れた芸能、芸術作品の鑑賞機会を提供し、町内の文化振興を図りました。

生涯スポーツと体力づくりにつきましては、スポーツ推進委員による「さわやかスポーツ教室」等の開催、世羅町スポーツ協会や世羅町スポーツ少年団、せらスポーツクラブなどの団体との連携を通して「町民一人1運動・1スポーツ参加の促進」や指導者の育成に取り組んでまいりました。また、「駅伝のまち」として中国実業団駅伝競走大会、中国女子世羅駅伝競走大会の開催を支援し、競技スポーツへの関心を高めてまいりました。

文化財等の保護と活用につきましては、大田庄歴史館の空調設備改修を行い、文化財の情報発信拠点として機能の向上を図りました。企画展や講演会を開催するとともに、町内小中学校での「ふるさと学習」支援に取り組んでまいりました。また、資料の収集・整理を行い、未指定文化財等の調査を実施しました。

家庭教育や社会の教育力の向上につきましては、町内において地域運営型の放課後子ども教室の実施を支援いたしました。また、ファシリテーターの養成講座や研修を通じて、家庭教育支援チームの支援を行い、家庭の教育力向上と子育て

情報の共有に努めてまいりました。

共に生きる地域社会の確立に係る施策のうち、人権教育・啓発の推進につきましては、各関係機関・団体と連携し、人権についての正しい理解と認識を深めるための人権研修会の開催や人権問題についての相談を受け付ける人権相談所の開設などに取り組むとともに、広報紙やケーブルテレビを活用した人権啓発を推進してまいりました。

男女共同参画の推進につきましては、第3次世羅町男女共同参画行動計画「はんぶんこプラン」に基づく個別の取り組みを可能な限り進めてまいりました。

続きまして「安全安心づくり」について、申し上げます。

地域を支える基盤の整備に係る施策のうち、地域情報関係につきましては、町内全域における高速大容量の通信網を整備するため、光ファイバー化の工事を完了するとともに、光ファイバーに置き換えたことにより、役割を終えた同軸ケーブル設備等の撤去を実施いたしました。

また、せらケーブルねっとの加入促進に努めるとともに、放送業務の受託者である株式会社MCAT（エムキャット）との連携により、データ放送の有効活用や自主放送番組の充実を図ってまいりました。

さらに、ソーシャルメディアの活用として、世羅町LINE公式アカウントを通じて、町政情報等の情報発信を進めてまいりました。

デジタル化の推進につきましては、引き続きマイナンバーカードの普及促進に努めるとともに、世羅高等学校、携帯電話事業者との協働により、高齢者向けのスマートフォン教室の開催を通じて、町民のデジタルデバイドの解消の取り組みを継続してまいりました。

広島中央フライトロードの整備促進につきましては、国土交通省及び広島県への提案活動を広島県内5市町、島根県内10市町と連携し実施してまいりました。

国県道につきましては、町内基幹道路網整備のため、改良や歩道設置等が円滑に進められるよう広島県に対し働きかけてまいりました。

町道につきましては、国の交付金を最大限に活用し、町道「小草樫ノ木線」及び「重永本線」改良事業に取り組みました。また、その他9路線につきましても事業促進を図ってまいりました。

公共土木施設災害復旧事業では道路 10 箇所、河川 9 箇所の復旧工事を行い、すべての災害復旧工事を完了いたしました。

地籍調査事業につきましては、大字寺町、京丸及び堀越の一部約 1.0 平方キロメートルの一筆地調査等を実施いたしました。

生活を支える基盤の整備に係る施策につきましては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、生活環境の向上を図るため、浄化槽設置整備事業により 28 基の助成を行ってまいりました。

また、合併浄化槽の適正な維持管理の促進と公共用水域の水質保全を図るため、維持管理費用の一部助成事業として、2,470 件の助成を行ってまいりました。飲用水施設整備につきましては、安心、安定した飲料水を確保するため、ボーリング等の工事に対する一部補助を 8 件実施いたしました。

火葬場の管理運営につきましては、やすらぎ苑において 320 件の火葬を滞りなく行うとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいりました。

移住・定住対策につきましては、引き続き、移住・定住施策としてだけでなく、空き家の利活用促進も目的に空き家バンク制度を活用した住宅の紹介に注力し、移住・定住に関する相談に丁寧できめ細やかな対応に努めてまいりました。また、3 年ぶりに関係人口創出事業「せらたび」企画について、婚活をテーマとする内容で実施し、12 名の参加をいただきました。

「世羅町地域公共交通網形成計画」に基づき着実な事業の推進を図る中で、町民の移動利便性を図るためせらまちタクシーを運行しました。また、路線バス廃止に対応し中高生の通学手段確保のため、せらまちタクシーに直行便を追加するとともに、中心市街地の移動利便性の確保のため、まちなか循環タクシーを令和 4 年度から運行を開始いたしました。新規利用促進のために始めた乗車説明会や乗車体験会に引き続き取り組んでまいります。

生活の安全の確保に係る施策につきましては、大規模災害発生時に行政機能が低下する中、他の地方公共団体など外部からの応援を受け入れ、優先業務を円滑に実施するための「世羅町災害時受援計画」を策定しました。自主防災組織の活動支援として、各地区やサロンでの防災研修では、ハザードマップ図上訓練やマイトimelineの作成、避難の呼びかけ体制づくりセミナーなどを行いました。世羅町消防団の小型動力ポンプ積載車を 3 台更新し、災害対応に備えました。世

世羅消防署では、消防ポンプ自動車を更新して交通事故などによる救助にも対応できる機能を備えた車両を導入しました。また、失火火災が多発したため、世羅消防署・世羅警察署と連携を取り、失火火災防止の呼びかけを広く実施しました。

交通安全に係る施策につきましては、各機関・団体との連携による交通安全街頭指導や防災行政無線放送・ケーブルテレビによる啓発など交通安全意識の向上を進めました。また、交通安全施設の整備により、安全な通行ができるよう環境整備を行いました。

防犯・暴迫に関する取り組みにつきましては、3年ぶりに「安全と安心のまちづくり大会」を開催し、町民や関係団体が一体となつての防犯・暴迫活動を進めました。生活相談では、112件の相談事案があり、多岐にわたる相談の窓口として対応しました。

消費者行政につきましては、増大する特殊詐欺や悪徳商法による被害の未然防止のための啓発活動を実施いたしました。また、町民の安全と安心を確保するための相談窓口業務を行いました。

潤いのある環境の整備に係る施策のうち、ごみの減量化・資源化の推進につきましては、町民の意識啓発に努めるとともに、事業系ごみの適正処理の手引きを作成・配布いたしました。また、可燃ごみは三原市へ処理委託し、不燃系ごみは三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場において、三原市と共同処理を行うとともに、粗大ごみ拠点収集事業や適正処理困難物処理事業並びにごみ出しサポート収集事業等を実施することにより、ごみの適正処理を図ってまいりました。また、町内のし尿及び浄化槽汚泥につきましては、美化センターにおいて適正に処理いたしました。

環境にやさしい社会の形成につきましては、世羅町公衆衛生推進協議会と連携し、環境美化意識の向上及び実践活動を推進してまいりました。また、「第3次世羅町地球温暖化対策実行計画」に基づき、脱温暖化プロジェクトせらと連携し、温室効果ガス排出量削減に向けて、環境イベントの開催、もみ殻クン炭やグリーンカーテンの普及事業などに取り組みました。さらに、再生可能エネルギー利用促進のため、木質バイオマス燃焼機器及び太陽熱利用装置の導入支援を行いました。

公害防止対策につきましては、公害苦情に対して迅速に対応し、解決に努めて

まいりました。特に、長年にわたる宇津戸臭気問題につきましては、臭気指数測定及び職員による臭気調査を継続実施し、改善勧告対象事業場の臭気状況を監視するとともに、改善計画の着実な履行はもとより、幅広く継続的、効果的な臭気対策が講じられるよう、事業者へ求めてまいりました。

続きまして「地域づくり」について、申し上げます。

協働のまちづくりの推進に係る施策につきましては、地域課題の解決や地域資源の活用に向け、地域おこし協力隊の活動支援と併せ、住民参画の推進とまちづくり活動の支援に努めてまいりました。

地域活動の拠点である自治センターにつきましては、13地区の振興協議会等への指定管理により、適切な管理運営を努めてまいりました。

また、自治センターの施設整備や改修につきましては、地域や関係機関と協議しながら対応してまいりました。

以上、5つの基本目標に基づいて一般会計の概要を申し述べました。

次に「国民健康保険事業特別会計」について、申し上げます。

県と市町による共同運営から5年目を迎え、令和6年度からの収納率を考慮した3方式による「準統一保険料率」を見据えた税率設定が必要となってきました。

そのため令和4年度は、前年度から引き続く新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しつつ、被保険者の急激な負担増とならないよう、保険税率の調整を行いました。

保険税率の完全統一の議論も今後進んでいくこととなりますが、県内市町間の収納率の格差が解消され、公平性が担保されたうえで統一すべきと引き続き主張してまいります。

近年、国・県からの交付金は、健全運営に努力した保険者（市町）に手厚く交付される方向にシフトしており、高い収納率の維持や被保険者の健康増進に寄与する各種保健事業や特定健診の受診率向上など、今後も被保険者の皆様のご理解とご協力を頂きながら円滑に実施をしてまいります。

次に「後期高齢者医療制度特別会計」について、申し上げます。

制度創設から14年が経過し、後期高齢者医療制度についても、様々な制度改正が行われてきました。昨年10月から導入された2割負担制度については、今後その影響額等が検証されることとなっています。

また、社会全体で出産や育児の支援を強化するため、令和6年度より後期高齢者医療制度が支援する仕組みが導入されることとなっています。

こうした様々な制度改正については、その制度の趣旨普及に広島県後期高齢者医療広域連合とともに引き続き努めてまいります。

保険料の収納対策として行ってきた関係課との連携により、令和4年度普通徴収現年度分は99.79%となりました。被保険者の負担の公平性の確保のため、収納対策を継続して行ってまいります。

次に「介護保険事業特別会計」について、申し上げます。

「世羅町高齢者福祉計画」・「第8期介護保険事業計画」により、今後も住み慣れた地域で安心して適切に介護サービス等を利用しながら自立した生活が継続できるよう、在宅サービスの充実や認知症に関する研修会、在宅介護者への支援など、地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉の地域関係団体等の連携により、介護予防事業や生活支援に係る施策の取り組みを進めてまいります。

次に「介護サービス事業特別会計」について、申し上げます。

要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用ができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護サービス事業者など関係機関との連絡調整を行ってまいりました。

次に「農業集落排水事業特別会計」について、申し上げます。

小国地区における農業集落排水区域の住民の生活排水を適正に処理することで、より快適で衛生的な生活環境と公共用水域の保全に寄与することができました。平成12年4月1日供用開始から22年が経過し、施設が老朽化しております。今後は「維持管理適正化計画」を策定し、計画的に施設の長寿命化を図りな

がら適正な管理に努めてまいります。

終わりに「世羅町公営企業会計」について、申し上げます。

上水道事業会計につきましては、9地域を給水区域とする水道施設の維持管理を行ってまいりました。建設改良では、町道弁城線配水管布設工事を実施いたしました。令和5年4月から広島県水道広域連合企業団による水道事業の経営統合準備を進めてきたところであり、統合のスケールメリットが最大限発揮され、世羅町水道事業の安定経営が実現し、引き続き水道水の安定的な供給が持続するよう、適切な施設の維持管理及び更新について連携を図ってまいります。

公共下水道事業会計につきましては、処理区域の拡大を図るため、栄町地区において管渠新設工事を実施いたしました。また、経営の健全化や投資の合理化を図り持続可能な下水道事業を実施するため「世羅町下水道事業経営戦略」を策定いたしました。引き続き町民の皆様にご快適で衛生的な生活環境を提供するため普及の促進と施設の適正管理に努めてまいります。

以上、令和4年度における一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算について、概要を説明いたしました。

令和4年度決算に係る財政指標でございますが、経常収支比率は公債費の増加や臨時財政対策債の減少等が影響したことで前年度から6.2ポイント上昇して92.9%、実質公債費比率（3年平均）は前年度から0.2ポイント改善して9.5%となりました。

一般会計に属する全基金残高は50億7,719万円、そのうち財政調整基金は約1億円増加して24億1,643万円、町債残高は事業繰越等により発行額が公債費の半分となったことで約7億円減少して102億514万円となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更により、今後も社会経済活動は大きく動いていくことが想定されます。こうした変化に乗り遅れないことに加え、異常気象により頻発する災害、高病原性鳥インフルエンザ等、突発的な事象にも速やかに対応していかなければなりません。本町を取り巻く情勢や環境の変化に柔軟に対応し、町民サービスの向上や諸課題の解決に向けた施策に取り組

むためにも、引き続き健全な財政基盤づくりに努めてまいります。

何卒、令和4年度決算をご認定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

(令和5年9月7日)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。

つぎに、監査委員の審査結果について報告を求めます。

○代表監査委員（山口敦允） 議長。

○議長（米重典子） 代表監査委員。

○代表監査委員（山口敦允）（監査委員の審査結果報告）

○議長（米重典子） 以上で審査結果の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第55号 令和4年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第62号 令和4年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についてまでの「8件」については、10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ、これに付託し審査することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 令和4年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第62号 令和4年度世羅町公共下水道事業会計決算認定についてまでの「8件」については、10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ、これに付託することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、

- |     |        |    |         |     |        |
|-----|--------|----|---------|-----|--------|
| 1番  | 高橋公時議員 | 2番 | 上羽場幸男議員 | 3番  | 上本 剛議員 |
| 4番  | 矢山 武議員 | 5番 | 向谷伸二議員  | 7番  | 藤井照憲議員 |
| 8番  | 松尾陽子議員 | 9番 | 徳光義昭議員  | 10番 | 久保正道議員 |
| 11番 | 山田睦浩議員 |    |         |     |        |

以上、「10名」を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお本日、本会議終了後、この場所において、委員会条例第9条第1項の規定により、決算審査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長の選任をお願いします。

ここで休憩いたします。再開は2時35分いたします。

---

休 憩 14時10分

再 開 14時35分

---

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第19 議案第63号 令和5年度世羅町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案30ページをお開きください。

議案第63号

令和5年度世羅町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度世羅町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ121,356千円を増額し、歳入歳出それぞれ12,270,871千円とするものでございます。

歳入は、地方交付税 90,710 千円、分担金及び負担金 27,006 千円、使用料及び手数料 400 千円、国庫支出金 23,955 千円、繰越金 122,581 千円、町債 23,578 千円を増額し、地方特例交付金 381 千円、県支出金 884 千円、繰入金 165,609 千円を減額するものでございます。

歳出は、議会費 95 千円、民生費 2,667 千円、衛生費 21,595 千円、農林水産業費 5,394 千円、商工費 11,248 千円、土木費 37,249 千円、消防費 1,769 千円、教育費 8,659 千円、災害復旧費 32,586 千円、予備費 534 千円を増額し、総務費 440 千円を減額するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○11 番（山田睦浩） 議長。

○議長（米重典子） 11 番 山田睦浩議員。

○11 番（山田睦浩） 20、21 ページの自治振興費の中から地域おこし協力隊起業支援補助金 100 万円ほど挙がっておりますが、この事業内容とこの 100 万円に対するの事業効果、どのようなことが期待できるか。2 点お尋ねいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 11 番 山田睦浩議員からご質問いただきました補正予算書 20、21 ページの下段から 2 つ目でございます。8 目の自治振興費、地域おこし協力隊起業支援補助金 100 万円でございます。これにつきましては、このたびの定例会一般質問の中でも少し、藤井議員のご質問だったと思うんですが、触れさせていただきましたが、今現在企画課に在籍をしておられます地域おこし協力隊員、本年 1 月から新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして従事する期間が延長になりました。前々から世羅町において起業していきたいということのご意思をいただいております、現在も延長になった期間に世羅町で空き家バンク、また移住定住等、またその他のコミュニティ活動等を実施をしていきたいということずっと計画をされておられました。そのことによりましてこのたび地域おこし協力隊起業支援事業補助金交付要綱の第 3 条に規定されております任用期間終了の起算をして 10 年間は世羅町へ住所を置く。また任期 2 年目から任期終

了後1年以内の方というところによりまして、このたびその者の方に100万円を交付をして、起業の準備を進めていただくというものでございます。内容につきましては購入を予定されております家屋の費用であったり、その他リフォーム経費、また設備費、これは下水道等につながるのもかなりちょっとお金がかかるということですので、そのほうへお金を充てるという事で、今回町のほうから100万円の補助金をお出しするというところでございます。補助金の額につきましては、100万円が上限となっております。効果につきましては、先ほども少し触れさせていただきましたが、世羅町でご活躍をいただいた地域おこし協力隊がそのまま世羅町へ残っていただいておりますね、世羅町のためにまた事業を興して活躍をしていただくということ、それが大きなところではないかというふうに考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 44ページ 水防費のところ、どのようになるんか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、国庫支出金を250万、当初で予定されておったんですか。ちょっとそこを説明をお願いします。250、250の。

○議長（米重典子） 財源構成のということですね。

○4番（矢山 武） はい。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。水防費の補正でございます。財源の構成といたしまして、補助金250万円を計上させていただいております。こちらについては、当初予算に計上いたしておりましたハザードマップ作成業務に対しまして、補助金申請を行い、内示をいただいたものでございます。当初は申請してみないと適否がわからないといったような状況でしたので、単独町費で計上させていただいておりましたけれども、内示が出たというところで予算計上させていただくものでございます。本年度におきましては町内全域のハザードマップ作成ということで、今、作業を進めているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 本会議なんで3回しか、ほかのところが大事なのがありますが。250、250がどうなっているのかと。2つ書いてあるでしょ。上と下と。おかしいんじゃないかということと言よるわけです。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。44ページ財源内訳にございます国県支出金の欄に、水防費の部分、上から250、国庫支出金250と記載しておりますが、一番上の250につきましては合計という意味でございます。その内訳として国庫支出金250万円というものになっておりますので、これに県支出金がありましたら例えば250万別にありましたら、一番上の250万の部分が500万という形になるものでございます。

○議長（米重典子） よろしいですか。

○4番（矢山 武） はい。議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。これ3回目になります。

○4番（矢山 武） いろいろと聞きたいことがたくさんあるんですが、最初に今朝ほど来全協で説明をされた公立病院物価高騰対策支援事業、

○議長（米重典子） 矢山議員、訂正が出ていたと思いますけれども。

○4番（矢山 武） そのことについて質問しているんですよ。

○議長（米重典子） そのことはこの補正予算には載っておりません。

○4番（矢山 武） 執行部の提案の仕方としてですね、全協で説明した後にこういう形に変更するというのは、私は問題があるというように思うんですよ。そこは是非とも考え方をきちっと説明をしていただきたいということで質問をいたします。貼ればそれでいいというものではない。

○議長（米重典子） まだ上程前のことでございまして、議会としてもそれを了承したということでございます。

○4番（矢山 武） そこはきちっと明らかにしてもらわんと困りますよ。朝になって貼ってそれで終わりということにはなりません。

○議長（米重典子） 議会が了承したうえでのことです。

○4番（矢山 武） それは手続きがでしょ。そういうことを言よるんじゃない

んですよ。

○議長（米重典子） 暫時休憩いたします。

暫時休憩 15時05分

再開 15時07分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○10番（久保正道） （挙手）

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 37ページの農業振興費の中の委託料、可燃物収集業務というのがありますが、これはどういう内容か。そしてまた、これは負担金になりますが、農産物生産供給体制強化事業補助金、これはどういうところへどういう内容で補助金を出されるのか。お願いします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） それではお答えいたします。まず可燃物収集業務についてですが、こちらにつきましては、有害鳥獣解体処理場の可燃物ごみ収集業務の増額でございます。増額の理由でございますが、この4月から6月にかけての解体量が昨年度の1.5倍、一昨年度の2倍というような状況でかなりの量が出ているというところで委託料の不足が生じたということでございます。

続きまして農産物生産供給体制強化事業補助金についてでございます。こちらは県の新たな事業ということで、今年度になって県のほうで策定をされた事業でございます。事業の目的としましては、長期化する原油価格の高騰により生産コストが増大し、施設園芸においては経営をひっ迫しているということから、原油使用料の低減に資する省エネ機器の導入をされる事業者に対して支援を行うものでございます。対象となる事業者は広島県施設園芸エネルギー転換事業計画というものを策定し、燃料使用量の削減等の計画を作られた認定農業者と認定新規就農者が対象になるというものです。

補助率につきましては2分の1の補助率で全額県費の補助ということになっております。事業の実際の対象者としてしましては、施設園芸で菊を栽培されている事

業者様におかれましてヒートポンプの導入等を計画をされておられます。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○ 議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 10 ページ歳入の部分の 13 款 1 項の衛生費分担金の広島県広域連合企業団から 2660 万円入っておるわけですが、それと 34 ページと 35 ページの水道費の増えた部分ですね、これとの関連があるんだと思います。給与費、その他。ここの関係を少し説明をいただきたいなと思います。2660 万円と 34 ページの 2486 万 3000 円と、これ差異があるわけですがけれども、どっかにどうにかなっているんだと思いますがその辺の説明も含めてお願いします。

○ 総務課長（広山幸治） 議長。

○ 議長（米重典子） 総務課長。

○ 総務課長（広山幸治） お答えいたします。11 ページの広島県水道広域連合企業団からの歳入 2666 万円計上させていただいております。これはすべてが人件費相当分にあたるものでございます。その内、35 ページ、水道費の部分の補正に際しまして 2486 万 3000 円を計上し、差額の 179 万 7000 円につきましては 2、1、1 の款項目になります。一般管理費の部分へ、本部に派遣しております職員 1 名分といたしまして分けて充当させていただいております。ページで申しますと、18 から 19 ページの部分に一般管理費計上いたしております。18 ページの部分に分担金及び負担金として 179 万 7000 円差額が見えるような形に計上させていただいております。

○ 議長（米重典子） ほかに質疑はございませんか。

○ 1 番（高橋公時） 議長。

○ 議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○ 1 番（高橋公時） 38、39、40、41 ページでまず設計業務、観光施設費設計業務の 119 万 7000 円、次のページの工事請負費 1138 万 4000 円、財政課長の先ほどの話しの中では旅行村の体育館の修繕だというお話しであったと思います。いみじくも先ほど令和 4 年度の決算審査の意見書の中で商工観光課の所管施設については、多額な維持補修費が発生する前に譲渡を含め早急な措置、対応が必要でありますと、こういったお話を聞いた 4 年度の後の 5 年度の補正予算です。これはちょっと厳しいものありますよ。これまでも旅行村の施設は 5 年間の指定管理だ

ったのがこのたび10年間にしましたよね。年間の指定管理管理料1400万程度を10年間1億4000万、さらに懸念しておったのが多額の維持修繕費、これはどのように改修をして体育館の利用、何を考えておるんですか。それでこれはしなければならないことなんですか、この維持修繕は。設計費と併せて。

次のこれは町長が昨日言ってらっしゃったのかなと思いますけど、観光振興費で旅費の37万円、台湾へちょっと売り込みに出るといようなことも言ってらっしゃいましたけれども、そういった予算なのか。この旅費の37万円の内訳も併せてお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。ご質問いただきました41ページ、工事請負費、上の設計もそうでございますが、この中に旅行村の体育館の修繕ということで、工事のほうで言いますと約490万、改修工事ということで見込んでおります。内容といたしましては、体育館の煙を外に出す排煙窓がついておりますが、こちらが全部で14カ所ありますが、こちらが2カ所が何とか動くような状況ではありますが、ほぼ老朽化で、それ以外の12カ所は完全に不良であるということになっております。そういったなかで、体育館についても使用が行われているところがございますので、火災等、そういった緊急時にはこれが動いてないといけないということがありますので、修繕においては必ずやっていきたいというふうに思うところで、今回、補正をあげさせていただいたものでございます。

先ほどの監査意見にもありました部分、今、議員もご指摘いただきました。こちらの部分の譲渡を含めてこういった施設については考えていくようにという

○議長（米重典子） 今、そのことよりも予算書の中のことを先に教えてください。

○商工観光課長（山口 徹） 失礼いたしました。旅行村の改修工事の話しをさせていただきますが、残りの約630万程度になりますが、こちらがせら香遊ランドのステージの解体工事でございます。香遊ランドのステージの解体につきましては10年来使われていないような状況で非常に危険な状態が続いております。

○議長（米重典子） 金額をはっきり言ってください。

○商工観光課長（山口 徹） はい。旅行村の体育館 499 万 2591 円。せら香遊ランドが 639 万 1000 円で工事のほうをみております。引き続きになりますが、香遊ランドのほう、そういった状況で非常に危険な形になっております。

▼【高橋議員：「設計業務は？」】

失礼いたしました。設計業務は、旅行村のほうが 49 万 9420 円、香遊ランドのほう 69 万 6857 円というふうに見ておるところでございます。

▼【高橋議員：「すみません、これ解体に関わるとか、改修に関わる設計費用ということですか。」】

そうです。

▼【高橋議員：「それを言ってもらわないと、何の設計かわからない。」】

どちらも同じものでございますので、内容につきましては両方関連したものでございます。

改めまして香遊ランドのほうにつきましてはそういった形でたいへん古いもので危険な状態でございます。4 月以降も実際 2, 3 遊ばれているような、遊ぶところと言いますか、おもしろいから子どもが入られたというようなことを聞いたりして、早急にやったほうがいいたろうというふうに担当課としても判断させていただいたものでございます。

改めまして旅行村等の施設の考え方でございましたが、これはまさにご指摘いただいているように、担当課としても譲渡を含めて今後進めていきたいというふうには思っております。ただですね、それでしたら、修繕をしていかないという事になるかと申しますと、やはり不良な部分、事故につながる部分につきましては、修繕については町として修繕を行う必要があると思います。修繕を行う部分については修繕をきっちり行ってですね、指定管理者の運営の状態が良くなっていく、運営が良くなると言いますか、運営がしっかりしてきたなかでやはり譲渡も進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

▼【高橋議員：「37 万円の内訳については？」】

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 失礼いたしました。その下の普通旅費の部分でございます。こちら、広島空港との連携によって台湾の方で開催されます国際旅行

博のほうへ、観光協会と併せて世羅町のブースのほうへ世羅町職員のほうもPRに回らせていただきたいというもので、2名分の旅費を計上させていただいているものでございます。

○1番（高橋公時） はい、議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ということは、私が尋ねさせていただいた旅費の部分は町長等でアピールしに行く分の、これしっかり台湾でアピールしていただきたい。

課長、率直で素直なご意見をいただきまして、そうだと思いますよ。譲渡含めて動いていただく。監査委員意見書のとおりでもありますし、課長の担当課としての意見、私、すばらしいと思います。

ちょっと町長、町長答えてくださいよ。去年ですよ。10年の指定管理を出したばかりの施設ですよ。もう変わりましたか、意見が。ちょっと驚きましたよ。10年間やっていくいうて、業者にまかせてこれから盛り上げていこうという施設に対してですよ。これはないでしょう。修繕料は増える。ですけど、譲渡に向けて動く。町長、ちゃんと答えてください。僕、これずっと言ってきましたからね。前回もこの10年間の指定管理には反対もしましたよ。ちょっと待ってくれと。もう譲渡でいいじゃないかと。1400万円の年間の指定管理料は10年間で1億4000万。もうこれやめましょうよと。事業、ただとはいかないにしても、譲渡して多少でもほんとに固定資産税だけでも入ってくるような格好でも、事業盛り上げていって、今の者にね、旅行村お願いしましょうと何度頼みましたか。もう変わったんですか。私が言った意見に。町長、ちゃんと答えてくださいよ、これは。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） ちょっと指定管理の部分とは切り離していただきたいとは思いますが、実際、今回突発的な消防関係の修繕ということになるかと思っています。これまで機能しなくなった場合はやはり安全でないというところは商工観光のほうで見極めをしてくれ、それをはっきり言うと修繕しなかったら使用しないという形になるかと思っています。体育館、使用頻度、結構いろいろ合宿等もあったということで、使っていただいているところがたくさんあるかと思っています。指定管理料云々をというよりも、今回突発的な修繕ということで、是非

その部分はやっていかないといけないと。今後においてのあり方ですけれども、この旅行村に関して言えばですね、過去においてその旅行村を造るときのいきさつ等があります。町が進めたというか、地域がひとつになって当時の土地所有者の方々が町のためにということで出していただいた経緯がございます。

その後、さまざまなキャンプ施設として拡充もしてまいりました。しかしながらクアパークというところがかなり重荷になっている現状もあります。あれをこかすとなると、こかして譲渡するような形にすればですね、かなりのお金が今、必要とになってまいります。このことを整理していかないとこの旅行村についての処分という形はなかなか難しい。あと地域のご意見もいろいろといただく中でですね、今後の活用策についても、これは旅行村に限ったことではなく、商工観光が所管している施設で言えば、産直市場等も入ってきてます。それについて今、協議を重ねておりまして、監査委員からのご指摘については、そういったたちまちできるところからすぐやっていったらどうかというご意見をいただいております。そういう流れの中で、今、協議を重ね、どういうふうな形で譲渡ができるかといったところを内部でも検討して進めている状況です。今回のことは突発的なことということで、お認めいただければというところがございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ということは、もう町長も譲渡を含め考える。譲渡を含めて考えられるのは私は常から言っていたので、このことに関しては担当課、町長の意見、僕はそれは必要だと思いますが、待ってくださいよ。全部直して、町が全部きれいにしてそれから譲渡という話なんですか。これは今は指定管理されている者とお話をするということをおれまでも言っていましたよね。お膳立てを町が全部すべてして、どのような譲渡条件になってくるのか、これから提案あるんだと思いますけれども、これはちょっと容認できないですよ。直すのは直す。これからどれだけのものを直して、どれだけの費用をかけて、ほんとに先ほどの監査委員意見で注意されたまなしのことを全部やって、お膳立てをして渡すというのは、これは議会として認めるわけには私はいかないと思うんですけど、その点のお考え、町長、もう一度お伺いいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） たいへん失礼しました。私の答弁が不足していたと。先ほどの監査意見にもありました譲渡の考え方、担当課としての考え方というのはですね、いわゆるうちの所管している施設すべてについての指定管理施設はそういう考え方を持ちなさいという監査意見というふうに私は捉えておりました、私の答弁がこの旅行村に限ってのような答弁をさせていただいたところですが、そういうことではなくて、指定管理施設については将来にわたって、譲渡も含めたところでは考えていきたいというのが本意なところでございます。ですから旅行村につきまして10年の指定管理を出したことについて、今になってまちがっていて、譲渡をすぐするんだということではございません。指定管理施設そのもの全体、産直市等も含めてですね、将来的には譲渡に向けて進めてまいりたいということで答弁させていただいたものでございます。また、修繕につきましてはですね、指定管理に出させていただいている間はですね、大きなものにつきましては町でやるべきかどうかをしっかりと判断して、もともと町の所有の施設でございますので、町のほうで修繕する必要があると判断したものにしましては指定管理中は、町のほうでさせていただく必要があるかと思えます。また特に今回のような消防に絡む、事故につながるものにつきましては、必ずやっていく必要があるというふうに考えているものでございます。ちょっと説明が不足しておりましたので、大変申し訳なかったと思えます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 39ページのサテライトオフィス誘致支援業務、これが22万円減額になっているという提案でございますけれども、サテライトオフィスはですね、これから頑張れよとって一般質問をしたばかりなんですけど、ここで水をさすような予算が出るんですけど、どういう内容でしょうか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。39ページの委託料、サテライトオフィス誘致支援業務の減額22万でございますが、こちらはですね、決して事

業を縮小するとかいうものではございません、先般一般質問の中でも、ご指摘いただきました株式会社あわえへの企業誘致の委託業務でございますが、すでに委託しまして金額が確定しましたので、いわゆる入札残ということで減額させてもらうものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 入札残という整理なんですけれど、この見積もりの仕方というのはですね、一般論で言うと見積もり合わせをして、予算要求をして付ける。実際に契約はもらっている見積書で契約するという、これが一般的な随契における業務委託契約のやり方だと思うんですけれど、入札残が出るということは当初の予算要求のときの見積書というのは町が作られたわけですか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 当初予算のときの見積もりにつきましては、今ご指摘いただきましたように、事業者のほうから随意契約でございますので、事業者のほうから見積もりをいただいて、当初予算を作成したものでございます。その後ですね、それから約半年くらい経って実際、本年度に入って執行いたしますが、このたび執行いたしました中で、改めて入札はいただきますので、企業のほうが努力をされたというふうに、うちのほうとしては、一生懸命やっていた中で、またさらに頑張っていたというところでみているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 委託契約書の中身は見えないんですけれど、あわえさんと契約してですね、マッチングするという話なんですけれど、成功報酬は、また別途の成果として計上されるんですか、どうでしょうか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） この委託業務につきましては、細かい詳細を今持っておりませんが、企業の紹介件数の上限とか、それからその後のサポート、そういったところを中心に委託をするようにしております。そういった内容でございますので、それによってですね、たとえば世羅町がその後企業が実際に来ることになったといったようなことが、当然それを求めておるところでございますが、それによる成功報酬という形はとっておりませんので、この委託料で委託した内容をきっちりやっていただきたいというふうに思っておるものでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

まず本案に対する反対討論を許します。反対討論でよろしいですか。

▼【高橋議員：「はい」】

○1番（高橋公時） 令和5年度世羅町一般会計補正予算第5号の反対討論をいたします。

先ほど来質疑でもお話しさせていただきましたように、観光施設費における修繕につきまして、町はこれまで譲渡という言葉は全然発せず、指定管理をこれまでやっていただきたいという指定管理者に対する思いであったと思います。しかしながら先ほどの答弁をお伺いしたときに、勿論担当課、そして町長もすぐには言いませんが、将来的に向けた譲渡を含め、施設運営をしていくという、いみじくもそういった答弁がありました。

その前にも令和4年度ではありますけれども、監査委員のほうから商工観光課の所管施設については、多額な維持修繕費が発生する前に譲渡を含めた早急な措置対応が必要でありますよと受けたばかりの5年度の補正でございます。こうした内容を聞いた中でこのままこの補正予算、また修繕等を通す前に事業者と話しをする。または将来設計を考えて再度この修繕に関して、体育館に関してもそうですが、どのように使っていくのかも含めて、利用停止も含めて、再度私は譲渡

までいくのであれば考えていく必要があるのではないかと思います。よってこの補正予算に関して反対の討論とさせていただきます。

○議長（米重典子） 次に賛成の討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 63 号 令和 5 年度世羅町一般会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 3 時 5 0 分といたします。

休 憩 1 5 時 3 8 分

再 開 1 5 時 5 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 20 号 議案第 64 号 令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 31 ページをお開きください。

議案第 64 号

令和 5 年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和5年度世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ66,379千円を増額し、歳入歳出それぞれ1,765,430千円とするものでございます。

歳入は、県支出金3,333千円、繰越金89,277千円、国庫支出金35千円を増額し、国民健康保険税23,598千円、繰入金2,668千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費975千円、保険給付費2,570千円、予備費62,834千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 歳入の部分で7ページの2359万円の減。その内訳で過年分も多少あるんかもしれませんが、かなり1割まではいきませんが、多額の減になっておるわけですが、その点。それから当初の見積もりとの関係。前年度の繰越金9ページですか、8927万円ですかね。これら繰越金ですか、前年度の余った金ということでしょうか、必要な金を徴収しそれから医療費を支払うという仕組みになっておるわけですから、余ったら繰り越してそれで終わりというものでもないと思うんです。特に、どのように進んでいくか。概要説明ですか、決算の説明の中でも言われておりましたが、全国でも数は少ないようですが、近いうちに税を1本化すると言うか、そういうもうまなし、来年くらいですかね。正確に記憶しておりませんが。そういうなかで繰越金言うか、基金はそれぞれ各自治体が積んでいるのでそれを自動的に国保の会計になるということにはならないと思うんですが、問題があるというように私は認識しておるんですが、これらについてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず7ページ一般被保険者国民健康保険税の2359万8000円の減額についてでございます。この国民健康保険税の当初予算額につきましては令和5年度の県から示された保険料必要額3億2205万2000円、この必要額に併せて税のほうを当初予算で計上をしております。この額を収納するために税率のほうを設定するわけでございますが、令和5年度の国保税率につきましては6月に条例改正を行ったところでございます。この改正については、被保険者の急激な負担増を避けるため繰越金など自己財源を活用することを前提に税率のほうを設定をいたしております。そのことから今回本算定を行ったところ、本年度の収納見込み額が算出をされましたので、現年課税分医療給付費と介護納付金分、後期高齢者支援金分、それぞれの現年課税分を減額するものでございます。

次に10ページの繰越金8927万7000円についてでございます。この繰越金の主なものは、前年度予備費に計上をしておりました約7000万円のほか、保健給付費や保健事業費の予算残となっております。金額は8900万円というふうになっておりますが、このうち一部は交付金の実績に伴う償還のための財源として、また先ほど国保税率の関係で申し上げましたが、この国保税の不足額の財源として活用をすることとしております。

今後の国保税の状況につきましては、令和6年度からは準統一保険料率と言いまして、収納率を反映した税率となっております。その後、収納率が県内市町で均一化したとみなされた段階で完全統一。どこに住んでいても同じ保険料率というものになってまいります。今回準統一に6年度からなっておりますが、その時点でかなりの上昇も想定されており、県内市町どこも保険料必要額というのが増加してきているところでありますので、県と各市町からそれぞれ拠出金を出し合い、保険税負担を軽減するという仕組みを現在検討しているところでございます。この出し合う拠出金のために、世羅町で持っている基金のほうを今後活用してまいりたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 見込み、6月の税額改正の中で3億2000を見込んでおったが、違ったという、少なくなったという説明であったかというように思うんですが、なぜそのように差が出たんですか。予算を3億いくらにしておったものが、2億9000ですか違いが出たのをきちっと説明してください。

それから拠出金に県が決めておる拠出金がどのような形になるか知りませんが、それに今の一部を充てるというような答弁であったかと思いますが、もともとこれまでも繰り返し言ってきたように、一定の病院で広島とか、福山で一定の施設のある病院で治療を受けるということになれば、日帰りでやれば交通費だけで済みますが、入院ということになるとかなり負担が、市内の人と負担が変わってくるわけですよ。それをどこでもそれなりに差を、そりゃ、広島県以外で統一するというのを決めとる県もあるのはありますが、私は問題であるということを経験してきたんですが、こういうなかで医療費等について、どうしても新しい医療等が進んでいくと、総額が上がっていくというのはわかるというか、それをですね、全部加入者に、全部じゃないんですが、かなりの部分を加入者に負担をさせていく。それでなくても総体的に後期高齢者へ近いようなね、人や所得の少ない加入が多いわけですから、机の上で計算したような形でこういうことを、そりゃ、統一ということを決めているわけですから、で已む得ないと言われればそうですが、できるだけ不足額の補てんとか、償還の財源に云々というような答弁もされたと思うんですが、そうじゃなしに、負担の軽減に全部が回されるということをおっしゃると思いませんがね、

○議長（米重典子） 矢山議員、発言の内容を整理してお願いいたします。

○4番（矢山 武） 受けるべきであると思うんですが、これらの考え方についてどうですか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず国民健康保険税の当初予算額と今回の補正額の差についてでございます。

まず当初予算額に計上させていただいておりました額につきましては、県から保険料必要額、これだけ世羅町で必要ですよという数字が示されたものを当初予算で計上をさせていただいております。国保税率は6月に決定をいたしますの

で、まだ税率が不明な中、この必要額を集めるための税率を設定する必要があるというところで、6月の条例改正の時点で説明をさせていただいておりますが、本当に必要な額を集めるための税率を設定するとなった場合は、かなりな上昇が見込まれておりましたので、繰越金や基金を充当することで、その被保険者の急激な負担増を避ける税率のほうを設定させていただきました。そのため国保税で入ってくるであろう見込み額が約2350万減額となったものでございます。

国保税の今後の見通しにつきましては、やはり県から示された国保税収納必要額、令和5年度もかなり大きく増加をしておりましたが、来年度以降も大きな上昇が見込まれております。現状に即した税率を設定することが本来ではございますが、この急激な上昇は被保険者にとって大きな負担となるということから、現在県全体で県と市町で保有する繰越金や基金、そういった自己財源を活用し負担の軽減を図るための仕組みを検討をしております。町として取組めることとしましては、医療費の適正化であったり、収納率の向上対策、保険料事業の実施などによって保険税必要額が少しでも下がるよう県全体で取組んでいくことが重要だと認識をしているところでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑ありませんか。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ちょっとよくわからないので、教えていただきたいんですけど、予備費に予算の掻き集めたものが積んであるわけなんですけど、これは将来どういう使われ方のための予備費でしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 予備費の運用につきましては、前年度交付金の実績により今後精算が生じる見込みでございます。その精算のための費用、また国保税が収納不足、そういった状況が生じたときに活用をしております。また保険給付費が急ぎょ、高額な支出があった場合にこの予備費のほうも活用してまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 基本的にはですね、一般会計からも繰出して、国保会計を運営しているわけですから、余ったら返してもらいたいというのが本音でございます。またいるときにはいる額を繰り出せばいいと。このように思うんですが、その辺の予備費で貯金しておくというのが、この方法しかないのかどうかお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。一般会計から繰入れているものにつきましては、保険税軽減分であるとか、職員給与費の繰入金、出産育児一時金等繰入金といった金額でございます。すべてこちらは精算をしております。

今回予備費に計上いたしておりますのはこれまで過去からずっと国保税等で収納があったもの、また県支出金として高収納率でいただける県支出金というのがございますが、それを人間ドック等に活用してもなお、交付金が残っているもの、そういったものを積み上げてきたものになっております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第64号 世羅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） は 原案のとおり可決されました。

日程第21号 議案第65号 令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補

正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案32ページをお開きください。

議案第65号

令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）

令和5年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ6,086千円を増額し、歳入歳出それぞれ590,936千円とするものでございます。

歳入は、保険料230千円、繰越金4,994千円、諸収入1,515千円を増額し、繰入金653千円を減額するものでございます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金5,150千円、諸支出金1,589千円を増額し、総務費653千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 10ページの後期高齢者医療保険料納付金515万円、このそれなりの計算に基づいて決定をしたんだと思うんですが、全体的にどういう実態になっておるかわかりませんが、2割負担の実施に伴って減ってはいないかもしれませんが、伸びは変わってきておるんじゃないかというように思うんですが、どのように考えておられるか。

それからこれは議会で広域連合議会ですかね、議会で決定をされたことである

うかというように思いますが、歳入の項で、前年度繰越金、

○議長（米重典子） ページ数をお願いいたします。

○4番（矢山 武） 8ページです。前年度繰越金約500万円、これらについて今後、繰越金を一般会計から繰入れもされておるので、そこら辺の広域連合の考えと併せて町の自治体としてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まず10ページの後期高齢者医療保険料納付金515万円の増額についてでございます。こちらにつきましては令和4年度の保険料の精算になります。令和4年度に保険料のほうは概算納付を行っております。出納整理期間中に保険料の納付があったものを今回補正により精算し、広域連合に納付するものでございます。

それから8ページの繰越金についてでございます。前年度からの繰越金499万4000円でございますが、こちらにつきましては、この繰越金と併せて過年度医療費精算金その下にございます151万5000円、この2つを財源として、先ほどの保険料納付金のほう納付をいたしまして、その差額、残ったものにつきましては一般会計のほうに繰出しているものでございます。精算を行っております。

保険料の関係につきましては2年ごとに保険料のほうに改定がされてきております。広域連合のほうによって2年に1度改定がありまして、次回の改定は令和6年度が改定年度となっております。被保険者にとって保険料や一部負担金というのはかなり大きな負担にはなっているものと考えておりますが、今後さらに全世代対応型の社会保障制度の改革によって保険料率への影響というものも大きいものと考えております。町といたしましては、広域連合と連携を少しでも負担が軽減されるように後発医薬品の差額通知や保健事業のほうに取組んでいきたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 1年おきですかね、改正があつて、6年度ということで来年度に改正がされるわけですが、医療費があまり

○議長（米重典子） 矢山議員、一般質問ではありませんので、この補正予算に

関する質問に特化してください。

○4番（矢山 武） わかっております。そういう状況になってもですね、保険料は上がる仕組みになっておる。それは後期高齢者のひとりあたりの医療費が高いというのもひとつの要因だというように思いますが、先ほど言ったように2割負担になったことについても、所得が少ない場合には医療費が払えないという状況になってくるわけですよ。2倍になったわけですから。そこら辺がもっと被保険者の都合ばかりでね、どんどん進んでいくということでは年寄りの方は後期高齢者保険料を。

○議長（米重典子） 質問の内容をはっきりしてください。補正予算のどの部分についての質問でしょうか。

○4番（矢山 武） 繰越金に関わってお尋ねをしております。やはり今後そうした負担が増えてくるという状況になったときにますます厳しい。所得が増えて、年金が増えればいいですが、そういうことにはならんわけで、そこは町としてもどうあるべきかということを考える必要がある。過年度医療費精算金と、前年度繰越金で、それが全部かどうか知りませんが、先ほどの答弁ではこの保険料納付金の515万円を払ったというようなことを答弁されたわけですが、現状はそうかもしれませんが、長期的に見てこういうことでは本当に安心して暮らすということにはならんし、所得が伸びていく、年金が増えていく範囲内でね、全世代というのをちょっと言われましたが、若い人もね、同じような立場ですよ。若い人も収入がないんですが、年寄りの人もわずかの年金しかないわけですからね。それをこっちを減らしてこっちへ回すというような考え方は理屈が通らんというように私は思うんですが、どのようにお考えですか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。2割負担の導入をはじめとする医療費の負担であったり、保険料の負担というのは被保険者の方にとって負担が大きなものというのは認識をしております。団塊の世代の方が後期への移行をされたり、後期の医療費というのも増加をしてきており、その医療費の1割を占める保険料であったり、5割を占める国からの公費も増えてくることとなります。残りの約4割の他保険者、国保や社保などからの支援金も増えてまいりま

す。

国保においても被保険者が減少する中で後期への支援金も増えており、国保の被保険者、後期の被保険者にとっても負担が増してきており、全世代で負担を増してくるものということを見込んでおります。

国における社会保障改革では、安心して医療が受けられる制度を維持するために全世代で負担を分け合うという方向にシフトをしてきております。町といたしましては、この国の公費拡充の要望、また医療費適正化、保健事業の実施などに取組み、負担の急激な増とならないように取組んでまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第 65 号 世羅町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

ここで時間延長しておきます。

.....  
時間延長 16 時 28 分  
.....

日程第 22 号 議案第 66 号 令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案 33 ページをお開きください。

議案第 66 号

令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 108,911 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 2,658,024 千円とするものでございます。

歳入は、保険料 99 千円、国庫支出金 166 千円、県支出金 83 千円、繰入金 3,433 千円、繰越金 105,130 千円を増額するものでございます。

歳出は、総務費 626 千円、基金積立金 58,516 千円、地域支援事業費 1,026 千円、諸支出金 48,743 千円を増額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4 番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 10 ページの前年度繰越金 1 億 51 万円について、国保や後期高齢者と同じような考え方に立って、繰越金の処置について歳出のほうでみるとかなりの部分が償還金になったり、一般会計へも 1800 万繰り出すというようになっているわけですが、この考え方ですね、繰越しの。

それから 14 ページの償還金はどのような形で前年度の精算かもしれませんが、この金額になっているのか、お尋ねします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。まず 10 ページの前年度の繰越金に

ついてでございます。こちらは、令和4年度の精算分でございます。令和4年度の予算につきましては第8期介護保険事業計画、また前年度、令和3年度の実績額を見ながら予算のほうを計上させていただいております。令和4年度でございますけども、令和3年度より実績額のほうが若干下回っております。この要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により施設、また通所系のサービス等も中止、施設への新たな入所ができないというようなこともありました。また利用者の方の利用控えといったものがございましたので、令和4年度の給付費のほうを下回っております。それに伴いまして、14ページの償還金のほうに関わってきます。償還金3000万7000円につきましてはですけども、こちらのほうは保険給付費、また地域支援事業費に係る国・県の負担分の超過分の返還となります。

またその下にあります他会計への繰出金、こちらについては保険給付費、地域支援事業費、また事務費等に係る町の負担分の超過分の返還となります。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 5ページの基金積立金5851万6000円というのがあります。これはそのままでしょうけども、基金が現在どういうふうに積み立てられているのか。過年度どういうふうに推移しているのか。たとえばこれだけ毎年積み上げられるものなら、保険料を調整するとかいう考え方もあるのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（米重典子） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えいたします。基金積立金の活用ということになるかと思います。こちらにつきましてはですけども、第8期の介護保険事業計画に基づきまして、保険料のほう算出しております。こちらは令和3年度から令和5年度の3年間で1期としている期間でございます。こちらの計画につきましては、各年度における種類ごとの介護サービスの見込み、地域支援事業費の見込みなどを設定し、介護保険料を設定しております。こちらの積立金につきましては主に皆様から徴収しております介護保険料を積み立てております。こちらにつきましては給付費等が不足した場合には基金を取り崩すということとなっております。

すけども、この令和3年、4年ときておりますけども、こちらが計画費に比べると給付費のほうがそこまで伸びておりませんので、今回積立という形になっております。現在、次の第9期の計画の策定を今現在しております。こちらの基金の状況をみまして、基金の取崩し等も考えながら、次期3年間の介護保険料のほうを定めてまいるといふものとなります。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

したがって、議案第66号 令和5年度世羅町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は 原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第67号 令和5年度世羅町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号） を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 議案34ページをお開きください。

議案第67号

令和5年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度世羅町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 7 日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ 309 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 8,623 千円とするものでございます。

歳入は、繰越金 309 千円を増額し、歳出は、諸支出金 309 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長(米重典子) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 67 号 世羅町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号) は 原案のとおり可決されました。

日程第 24 号 議案第 68 号 令和 5 年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長(矢崎克生) 議長。

○議長(米重典子) 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) 議案 35 ページをお開きください。

議案第 68 号

令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ274千円を減額し、歳入歳出それぞれ67,252千円とするものでございます。

歳入は、県支出金2,886千円、繰越金3,420千円を増額し、繰入金6,580千円を減額するものでございます。

歳出は、総務費274千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第68号 世羅町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は 原案のとおり可決されました。

ここで議員の皆さんに申し上げます。次の議案第69号について執行部より説明の旨申出がございましたので暫時休憩といたします。

暫時休憩 16時50分

再開 16時58分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第25号 議案第69号 令和5年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 議案集36ページをお開きください。

議案第69号

令和5年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月7日 提出

世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。

収益的収入支出それぞれ9,584千円を減額し、収入224,395千円とし、支出221,880千円とするものでございます。

収入は営業外収益9,584千円を減額し、支出は営業費用9,584千円を減額するものでございます。

資本的収入37,456千円を減額し、資本的支出72,339千円を減額し、収入210,042千円とし、支出210,159千円とするものでございます。

収入は負担金34,996千円、補助金2,460千円を減額し、支出は建設改良費72,339千円を減額するものでございます。

（詳細説明）

○議長（米重典子） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 2点ばかりお尋ねしたいと思うんです。最初は何ページになりますか。下水道事業収益

○議長（米重典子） ページ数をお願いします。

○4番（矢山 武） 3ページになるんですかね。958万4000円の減ということで、この収益減の関係はどのような理由によるのか。

それから工事については当初予定をしておいた工事は完了するのか。ここでは補助対象路線変更によって減額になるということですが、かなり金額が大きいので予定の工事がこれでは済まんのではないかという気がするんですが、2点についてお尋ねします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） お答えいたします。最初の958万円の減でございますけれども、これにつきましては、8ページでご説明したんですけれども、給与手当及び法定福利費の減額ということでございまして、これは人事異動に伴うものということでこうなっているところでございます。

もうひとつのご質問の工事費に伴う補償費の減額の件でございますが、これは現在、令和5年度の工事としまして、栄町工区というのを発注して工事を施工しておりますけれども、この工事が土質の変化によりまして開削工法という工法から推進工法に変更したということがございまして、この工事費の増額がどうしてもかかる、工法の内容が変わりますので、内容が変わった分で工事費が変わるんですけれども、それに伴いまして国費の財源を調整させていただきまして、影響を受けておりますもうひとつの今東地区3工区の路線を国費が使えないということになると、単町費に影響がありますので、これを次年度の補助要望とさせていただきたいということでこちらのほうを落としました。それでその工区内に水道補償の工区がどうしてもありましたので、そこにつきましてはの補償費も併せて落としているということでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 69 号 令和 5 年度世羅町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで「散会」いたします。

なお、次回の本会議は、9 月 21 日 午前 9 時 0 0 分から、「開会」いたしますので、ご参集願います。

(起立・礼)

-----  
散 会 1 7 時 1 5 分